

官報 号外

平成十九年十一月九日

○ 第百六十八回 参議院会議録第七号

平成十九年十一月九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成十九年十一月九日

午前十時開議

○議事日程 第七号

第一 被災者生活再建支援法の一部を改正する

法律案(高橋千秋君外四名発議)

第二 農業者戸別所得補償法案(平野達男君外四名発議)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(高橋千秋君外四名発議)を議題とした

します。委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長一川保夫君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔一川保夫君登壇、拍手〕

○一川保夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民主党・新緑風会・日本・自由民主党・無所属の会、公明党の三会派を代表する高橋千秋君、森ゆうこ君、加治屋義人君、神取忍君、西田実仁君の発議に係るものであります。

その内容は、被災者の居住の安定の確保による

生活の再建の支援等の充実を図るため、被災者生

活再建支援金の支給に係る年齢・収入要件を廃止

するとともに、全壊世帯には百万円、大規模半壊

世帯には五十万円を一括支給するほか、居住する

住宅を建設し、又は購入する世帯の場合は二百万

円、居住する住宅を補修する世帯の場合は百万

円、居住する住宅を賃借する世帯の場合は五十万

円をそれぞれ支給する等の措置を講じようとする

ものであります。

また、平成十九年に発生した能登半島地震、新潟県中越沖地震、台風第十一号及び十二号関連の

自然災害につきましても、本法の公布日以後に申

請が行われた場合は、本法の支援金の支給制度によることとしております。

委員会におきましては、発議者から趣旨説明を行なわれた場合は、本法の支援金の支給制度によることとしております。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

聴取し、次いで、本法律案は予算を伴うものであるため、内閣から意見を聴取いたしましたところ、泉防災担当大臣より、政府として特に異存はない旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、公明党を代表して山口委員、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されおります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔郡司彰君登壇、拍手〕

○郡司彰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食料の相当部分を輸入に依存する我が国において、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から、食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付することにより、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取るとともに、民主党の選挙公約と本法律案との整合性、貿易自由化と本法律案との関連、米を主要農産物として対象に含めた理由、米に関する本法律案の需給調整と現行の生産調整との違い、農業者戸別所得補償金の算定方法、経費約一兆円の積算根拠と財源確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

○議長(江田五月君) 日程第一 農業者戸別所得補償法案(平野達男君外四名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長郡司彰君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票結果

反対 一百三十二

賛成 二百三十二

○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成十九年十一月九日 参議院会議録第七号 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 農業者戸別所得補償法案

次いで、討論に入りましたところ、自由民主

党・無所属の会を代表して野村理事より反対、民
主党・新緑風会・日本を代表して青木委員より賛
成、公明党を代表して谷合委員より反対、日本共
産党を代表して紙委員より賛成する旨の意見がそ
れぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数を
もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま
す。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま
す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたし
ます。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十三
百二十九
百四

賛成

反対

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これにて休憩いたします。
午前十時十一分休憩

〔休憩後開議に至らなかつた〕

出席者は左のとおり。

江田

五月君

石井みどり君

山田俊男君

衛藤晟一君

自見庄三郎君

佐藤信秋君

山東昭子君

松井孝治君

岩本司君

丸山和也君

河合常則君

佐藤信介君

市川一朗君

佐藤信也君

坂本由紀子君

郡司彰君

佐藤信夫君

江田耕太郎君

内藤正光君

佐藤忍君

北川イッセイ君

松田岩夫君

佐藤敏栄君

中村博彦君

藤井孝男君

佐藤直樹君

坂本由紀子君

田名部匡省君

佐藤英利君

西島聖子君

植松恵美子君

佐藤伊達忠一君

伊達忠一君

山下八洲夫君

佐藤椎名一保君

鶴保庸介君

植松恵美子君

佐藤渡辺孝男君

浜田昌良君

田名部匡省君

佐藤遠山廣幸君

岡田広君

坂本由紀子君

佐藤有村仁君

木村仁君

坂本由紀子君

佐藤関口昌一君

松山昌一君

坂本由紀子君

佐藤加藤修一君

松井修一君

坂本由紀子君

佐藤遠山清彦君

木村清彦君

坂本由紀子君

佐藤有村治子君

木村治子君

坂本由紀子君

佐藤弘友和夫君

木村和夫君

坂本由紀子君

佐藤荒井広幸君

木村広幸君

坂本由紀子君

佐藤木村仁君

木村仁君

坂本由紀子君

佐藤浜四津敏子君

木村浜四津敏子君

坂本由紀子君

佐藤荒木清寛君

木村清寛君

坂本由紀子君

佐藤岩城光英君

木村光英君

坂本由紀子君

佐藤岸井義雄君

木村義雄君

坂本由紀子君

佐藤中川愛知治郎君

木村愛知治郎君

坂本由紀子君

佐藤吉田博美君

木村博美君

坂本由紀子君

佐藤渡辺孝男君

木村孝男君

坂本由紀子君

佐藤魚住裕一郎君

木村魚住裕一郎君

坂本由紀子君

佐藤山下愛知治郎君

木村山下愛知治郎君

坂本由紀子君

佐藤岸井秀久君

木村秀久君

坂本由紀子君

佐藤矢野哲朗君

木村矢野哲朗君

坂本由紀子君

佐藤加納時男君

木村時男君

坂本由紀子君

佐藤矢野世耕弘成君

木村世耕弘成君

坂本由紀子君

佐藤脇雅史君

木村脇雅史君

坂本由紀子君

佐藤山内俊夫君

木村俊夫君

坂本由紀子君

佐藤山内英利君

木村英利君

坂本由紀子君

佐藤山内直樹君

木村直樹君

坂本由紀子君

佐藤山内高君

木村高君

坂本由紀子君

佐藤森田高君

佐藤森田高君

佐藤森田高君

佐藤森田高君

佐藤森田高君

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

柳澤 光美君

補欠 櫻井 充君

外交防衛委員 辞任

池口 修次君

補欠 柳田 稔君

文教科学委員 辞任

植松恵美子君

補欠 山本 孝史君

厚生労働委員 辞任

柳澤 光美君

補欠 柳田 稔君

国土交通委員 辞任

柳井 充君

補欠 池口 修次君

環境委員 辞任

山本 孝史君

補欠 柳澤 光美君

決算委員 辞任

千葉 景子君

補欠 牧山ひろえ君

行政監視委員 辞任
内閣委員

川上 義博君

補欠 家西 哲君

水俣病問題における被害者救済に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第四五号)
ナーナー開催に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第四二号)
自衛隊海上給油活動についての防衛省のセミナー開催に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第四三号)

意書(松野信夫君提出)(第四五号)
診療報酬のオンライン請求の義務化に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第四六号)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

千葉 景子君

補欠 牧山ひろえ君

財政金融委員 辞任

森田 充君

補欠 柳澤 光美君

議院運営委員 辞任

川上 義博君

補欠 千葉 景子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

官報(号外)

| | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 農林水産委員 辞任 | 柳澤 光美君 | 補欠 櫻井 充君 | 厚生労働委員 辞任 | 柳澤 光美君 | 補欠 櫻井 充君 |
| 国土交通委員 辞任 | 岩永 浩美君 | 佐藤 昭郎君 | 農林水産委員 辞任 | 岩永 浩美君 | 佐藤 昭郎君 |
| 環境委員 辞任 | 平山 幸司君 | 森田 高君 | 国土交通委員 辞任 | 平山 幸司君 | 森田 高君 |
| 決算委員 辞任 | 植松恵美子君 | 山本 孝史君 | 環境委員 辞任 | 平山 幸司君 | 補欠 森田 高君 |
| 加藤 敏幸君 | 白 真勲君 | 補欠 平山 幸司君 | 農林水産委員 辞任 | 佐藤 昭郎君 | 補欠 岩永 浩美君 |
| 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 少子高齢化・共生社会に関する調査会委員 辞任 | 農林水産委員 辞任 | 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| 福島みづほ君 | 渕上 貞雄君 | 補欠 加藤 敏幸君 | 国土交通委員 辞任 | 森田 高君 | 平山 幸司君 |
| 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 | 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第二百六十六回国会閣法第八七号)、衆議院継続審査) 同日衆議院から次の答弁書を受領した。 | 決算委員 辞任 | 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(閣法第五号) | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 | 白 真勲君 | 農林水産委員 辞任 | 福島みづほ君 | 渕上 貞雄君 |
| 同日内閣から次の答弁書を受領した。 | 参議院議員藤末健三君提出若年層の投票率向上に関する質問に対する答弁書(第三五号) | 加藤 敏幸君 | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 | 福島みづほ君 | 渕上 貞雄君 |

| | |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 | 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大村秀章君外六名提出)(衆第六号) |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------|

官 報 (号 外)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
(閣法第一号)

電気用品安全法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

氣象業務法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

経済産業委員会に付託

農林水産委員会に付託

国土交通委員会に付託

市川 一朗君 辞任 補欠

西田 昌司君 澤 雄二君

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

労働契約法案(細川律夫君外三名提出)

最低賃金法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会、細川律夫君外二名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ビルマへのODAと民主化の促進に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第四十七号)

配置薬業の改正薬事法上の資格に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四八号)

難民認定制度に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第四九号)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百六十六回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日議長は、アフガニスタン・イスラム共和国北部バグランにおいて六日発生した自爆テロ事件による被害に対し、セブガトッラ・ムジャハイディー同国上院議長宛見舞電報を発送した。

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科学委員 辞任 西田 昌司君 補欠 市川 一朗君

平成十九年十一月九日 参議院会議録第七号 議長の報告事項 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(高橋千秋君外四名発議)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(森ゆうこ君外六名発議) (参第九号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(高橋千秋君外四名発議) (参第九号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(高橋千秋君外四名発議) (参第九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

労働契約法案(第百六十六回国会閣法第八〇号、衆議院継続審査)

最低賃金法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会閣法第八二号、衆議院継続審査)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) (衆第七号)

審査報告書

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月八日

参議院議長 江田 五月殿 災害対策特別委員長 一川 保夫

同日去る九月二十八日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は、発議者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(森ゆうこ君外六名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(森ゆうこ君外六名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

農業者戸別所得補償法案(参第六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第五〇号)

独占禁止法の改正等の基本的考え方に関する質問主意書(藤末健三君提出)(五一号)

沖縄戦における集団自決についての教科書検定に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第五二号)

同日議長は、五日のボグダン・ボルセヴィチ・ボーランド共和国上院議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平年度約六億円の見込みである。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の意見が述べられた。

泉内閣府特命担当大臣から、特に異存がない旨の意見が述べられた。

附帯決議

自然災害による被災者がその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、支援金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。

二、本法施行後四年を目途として、支援金の支給限度額、国の補助割合を含め、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

平成十九年十一月八日

発議者

高橋 千秋

森 ゆうこ

西田 実仁

加治屋義人
神取 忍

賛成者

青木 愛

鈴木 陽悦

広田 一

藤本 風間

山根 富岡

岡田 藤本

直樹 由紀夫

佐藤 吉川

信秋 沙織

水岡 俊一

佐藤 信秋

佐藤 正久 末松 信介
塚田 一郎 野村 哲郎
牧野たかお 松村 龍二
水落 敏栄 山田 俊男
荒木 清寛 魚住裕一郎
山下 栄一 山口那津男

参議院議長 江田 五月殿

風間 視

山下 栄一

牧野たかお

水落 敏栄

山田 俊男

荒木 清寛

魚住裕一郎

山口那津男

江田 五月殿

五月殿

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律
被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「であつて経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なもの」を削り、

「自立した生活の開始を支援する」を「生活の再建を支援し、もつて住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」に改める。

第二条第二号中「その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定める」を「被害を受けた世帯であつて次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は

解体されるに至つた世帯ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯二 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎・基礎ぐい、壁・柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)

三 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

四 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯があつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えて、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

五 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

第六条第一号中「額の算定基準」を「申請期間、支給方法」に改める。

第七条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第五条中「額の算定基準」を「申請期間、支給方法」に改める。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法(次条において「新法」という。)第三条第

年法律第二百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 五十万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六

官 報 (号 外)

一項の規定は、この法律の公布の日(以下「公布日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する

支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主が公布日以後に申請を行つた場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 第四条第三項第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

この法律の施行に伴い必要となる経費この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約六億円の見込みである。

審査報告書

農業者戸別所得補償法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

右の議案を発議する。

平成十九年十月十八日

発議者

平成十九年十一月八日

参議院議長 江田 五月殿 農林水産委員長 郡司 彰

農山 康江

高橋 千秋 福山 哲郎

舟山 康江 平野 達男

直嶋 正行

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相

当部分を輸入に依存する我が国においては、食

料の安定的な供給及び安全性の確保及び農業者の経営の安定を図り、もつて食料の国内生産の確保が緊要な課題であること

にかんがみ、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もつて食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他前条の目的の達成に資するものとして政令で定める農産物をいう。

(生産数量の目標)

第三条 国、都道府県及び市町村は、政令で定めるところにより、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するものとする。

(目的)

第一条 この法律は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることを考慮して、農業者の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

(農業者戸別所得補償法)

二、費用

本法施行に要する経費としては、平成二十一年度以降平年度約一兆円の見込みである。

(目的)

第一条 この法律は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題である旨の意見が述べられた。

(農業者戸別所得補償法案)

三、国、都道府県及び市町村は、生産数量の目標を設定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 国、都道府県及び市町村は、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならない。

(販売農業者の所得を補償するための交付金の交付)

第四条 国は、毎年度、予算の範囲内において、生産数量の目標に従つて主要農産物を生産する販売農業者(販売に供する目的で農産物を生産する農業者)として政令で定めるもの並びに農業生産活動を共同して行う農業者の組織及び委託を受けて農作業を行う組織のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、その所得を補償するための交付金を交付するものとする。

平成十九年十一月九日 参議院会議録第七号

農業者戸別所得補償法案

| | | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 官 報 (号 外) | | | |
| 2 | 前項の交付金の額は、主要農産物の種類別の面積単価(農林水産大臣が主要農産物の種類別の標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本としてその需要及び供給の動向を考慮して定める面積当たりの単価をいう。以下同じ。)に販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積(生産数量の目標に従つて定められた生産量のうち販売に供されるものとして農林水産省令で定めるもの)により算定した部分を農林水産省令で定めるところにより面積に換算したもの(以下「面積単価」とする。)を乗じて得た金額とする。 | 2 | 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 |
| 3 | 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。 | 3 | 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 |
| 4 | 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (報告及び検査) | 4 | 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (報告及び検査) |
| 第五条 | 前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの人からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの人からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができることとする。 | 第五条 | 前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの人からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させなければならない。 |
| 第六条 | 前項に定めるもののほか、前条第一項の交付する者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。 (交付金の返還) | 第六条 | 前項に定めるもののほか、前条第一項の交付する者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。 (交付金の返還) |
| 第七条 | 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付) | 第七条 | 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付) |
| 第八条 | 国は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件の不利な地域における生産条件 | 第八条 | 国は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件の不利な地域における生産条件 |
| 第九条 | 前項の規定により設定された生産数量の目標若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの人からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させなければならない。 | 第九条 | 前項の規定により設定された生産数量の目標若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの人からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させなければならない。 |
| 第十一条 | 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。 | 第十一条 | 前項の規定により設定された生産数量の目標若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの人からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させなければならない。 |
| 第十二条 | 農林水産大臣は、この法律の施行前にあっても、第四条第二項及び第三項の規定の例により、面積単価を定め、これを告示することができる。 (面積単価に関する経過措置) | 第十二条 | 農林水産大臣は、この法律の施行前にあっても、第四条第二項及び第三項の規定の例により、面積単価を定め、これを告示することができる。 (面積単価に関する経過措置) |
| 第十三条 | 農林水産大臣は、この法律の施行の日において第三条第一項の規定により設定されたものとみなす。 | 第十三条 | 農林水産大臣は、この法律の施行の日において第三条第一項の規定により設定されたものとみなす。 |
| 第十四条 | 前項の規定により定められた面積単価は、この法律の施行の日において第四条第二項の規定により定められたものとみなす。 | 第十四条 | 前項の規定により定められた面積単価は、この法律の施行の日において第四条第二項の規定により定められたものとみなす。 |
| 第十五条 | 前項の規定により定められた面積単価は、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。 (関係法律の整備等) | 第十五条 | 前項の規定により定められた面積単価は、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。 (関係法律の整備等) |
| 第十六条 | この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約一兆円の見込みである。 | 第十六条 | この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約一兆円の見込みである。 |

官報(号外)

投票者氏名
日程第一 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(高橋千秋君外四名発議)
賛成者氏名

| | | | | |
|--------|-----|--------|------|--------|
| 足立 | 信也君 | | | 高橋 千秋君 |
| 青木 | 愛君 | 相原久美子君 | 二三三名 | 谷岡 郁子君 |
| 家西 | 悟君 | 浅尾慶一郎君 | | 辻 泰弘君 |
| 石井 | 一君 | 池口 修次君 | | 徳永 久志君 |
| 犬塚 | 直史君 | 一川 保夫君 | | 富岡由紀夫君 |
| 小川 | 勝也君 | 岩本 司君 | | 那谷屋正義君 |
| 尾立 | 源幸君 | 梅村 聰君 | | 直嶋 正行君 |
| 大江 | 康弘君 | 小川 敏夫君 | | 中村 哲治君 |
| 大久保 | 勉君 | 大石 正光君 | | 西岡 武夫君 |
| 大塚 | 耕平君 | 大河原雅子君 | | 長谷川憲正君 |
| 加賀谷 | 健君 | 岡崎トミ子君 | | 林 久美子君 |
| 亀井 | 郁夫君 | 金子 恵美君 | | 平田 健二君 |
| 川上 | 義博君 | 亀井畠紀子君 | | 藤谷 光信君 |
| 木俣 | 佳丈君 | 川合 孝典君 | | 藤末 健三君 |
| 工藤堅太郎君 | | 加藤 敏幸君 | | 牧山 幸司君 |
| 小林 | 正夫君 | 大久保潔重君 | | 広田 一君 |
| 輿石 | 東君 | 大河原雅子君 | | 姫井由美子君 |
| 佐藤 | 公治君 | 大久保潔重君 | | 羽田雄一郎君 |
| 下田 | 敦子君 | 木俣 | | 白 真勲君 |
| 鈴木 | 陽悦君 | 木俣 | | 眞勲君 |
| 田名部匡省君 | | 木俣 | | 姫井由美子君 |

投票者氏名

| | | | | |
|-----|-----|-----|--------|--------|
| 高嶋 | 田中 | 鈴木 | 谷岡 | 高橋 千秋君 |
| 良充君 | 康夫君 | 良充君 | 津田弥太郎君 | 千葉 景子君 |
| | | | 外山 斎君 | |
| | | | 内藤 正光君 | |
| | | | 轟木 利治君 | |

| | | | | |
|-----|----|-----|--------|--------|
| 愛知 | 蓮 | 吉川 | 谷 | 谷 博之君 |
| 治郎君 | 舫君 | 沙織君 | 津田弥太郎君 | 千葉 景子君 |
| | | | 外山 斎君 | |
| | | | 内藤 正光君 | |
| | | | 轟木 利治君 | |

| | | | | |
|-----|-----|----|--------|--------|
| 青木 | 渡辺 | 米長 | 秋元 | 司君 |
| 幹雄君 | 秀央君 | 横峯 | 渡辺 | 浅野 勝人君 |
| | | 柳澤 | 水落 敏栄君 | 有村 治子君 |
| | | 森 | 森 まさこ君 | |
| | | 峰崎 | 森 内 | 溝手 顯正君 |

| | | | | |
|----|-----|--------|--------|--|
| 松山 | 政司君 | 牧野たかお君 | 丸山 珠代君 | |
| | | 藤井 | 水落 敏栄君 | |
| | | 柳澤 | 森 まさこ君 | |
| | | 森 | 森 まさこ君 | |
| | | 峰崎 | 森 まさこ君 | |

| | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 反対者氏名 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

日程第一 農業者戸別所得補償法案(平野達男君
外四名発議)

賛成者氏名

足立 信也君

青木 愛君

石井 一君

犬塚 直史君

植松恵美子君

小川 勝也君

尾立 源幸君

大江 康弘君

大久保 勉君

大塚 耕平君

加賀谷 健君

神本美恵子君

亀井 郁夫君

風間 直樹君

川上 義博君

木俣 佳丈君

工藤堅太郎君

小林 正夫君

奥石 東君

佐藤 公治君

櫻井 充君

芝 博一君

下田 敦子君

榛葉賀津也君

島田智哉子君

自見庄三郎君

鈴木 寛君

一二九名

| | | |
|--------|--------|--------|
| 相原久美子君 | 高橋 千秋君 | 田中 康夫君 |
| 浅尾慶一郎君 | 谷岡 郁子君 | 高嶋 良充君 |
| 辻 泰弘君 | 吉川 沙織君 | 山根 隆治君 |
| 徳永 久志君 | 蓮 筋君 | 柳田 稔君 |
| 富岡由紀夫君 | 井上 哲士君 | 佐藤 昭郎君 |
| 那谷屋正義君 | 紙 智子君 | 佐藤 正久君 |
| 直嶋 正行君 | 市田 忠義君 | 佐藤 一保君 |
| 中村 哲治君 | 市田 秀央君 | 椎名 信介君 |
| 西岡 武夫君 | 外山 斎君 | 末松 弘成君 |
| 長谷川憲正君 | 千葉 景子君 | 渡辺 秀央君 |
| 平田 健二君 | 津田弥太郎君 | 田村耕太郎君 |
| 林 久美子君 | 千葉 景子君 | 高木 政二君 |
| 姫井由美子君 | 大門実紀史君 | 佐藤 昌一君 |
| 白 真勲君 | 仁比 晃君 | 横峯 良郎君 |
| 平野 達男君 | 近藤 正道君 | 柳田 稔君 |
| 廣田 一君 | 伊達 忠一君 | 柳田 稔君 |
| 秋元 司君 | 塚田 一郎君 | 柳田 稔君 |
| 荒井 広幸君 | 中川 雅治君 | 柳田 稔君 |
| 藤末 健三君 | 中山 恭子君 | 柳田 稔君 |
| 廣中和歌子君 | 中曾根弘文君 | 柳田 稔君 |
| 藤本 哲郎君 | 中村 博彦君 | 柳田 稔君 |
| 平山 幸司君 | 鶴保 康介君 | 柳田 稔君 |
| 藤末 健三君 | 中川 義雄君 | 柳田 稔君 |
| 藤谷 光信君 | 塚田 一郎君 | 柳田 稔君 |
| 藤原 正司君 | 羽田雄一郎君 | 柳田 稔君 |
| 舟山 康江君 | 長浜 博行君 | 柳田 稔君 |
| 牧山ひろえ君 | 中谷 智司君 | 柳田 稔君 |
| 松井 孝治君 | 川田 龍平君 | 柳田 稔君 |
| 水戸 将史君 | 松下 新平君 | 柳田 稔君 |
| 峰崎 直樹君 | 松浦 大悟君 | 柳田 稔君 |
| 森 ゆうこ君 | 大門実紀史君 | 柳田 稔君 |
| 築瀬 進君 | 仁比 晃君 | 柳田 稔君 |

反対者氏名

一〇四名

| | | |
|--------|--------|---------|
| 愛知 治郎君 | 柳田 稔君 | 山下 八洲夫君 |
| 秋元 司君 | 佐藤 昭男君 | 小泉 昭男君 |
| 荒井 広幸君 | 坂本由紀子君 | 鴻池 祥肇君 |
| 藤末 健三君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 廣中和歌子君 | 坂本由紀子君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤本 哲郎君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 平山 幸司君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤末 健三君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤本 哲郎君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤原 光信君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 舟山 康江君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 牧山ひろえ君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 松井 孝治君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 水戸 将史君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 峰崎 直樹君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 森 ゆうこ君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 築瀬 進君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |

反対者氏名

| | | |
|--------|--------|---------|
| 愛知 治郎君 | 柳田 稔君 | 山下 八洲夫君 |
| 秋元 司君 | 佐藤 昭男君 | 小泉 昭男君 |
| 荒井 広幸君 | 坂本由紀子君 | 鴻池 祥肇君 |
| 藤末 健三君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 廣中和歌子君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤本 哲郎君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 平山 幸司君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤末 健三君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤本 哲郎君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤原 光信君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 舟山 康江君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 牧山ひろえ君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 松井 孝治君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 水戸 将史君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 峰崎 直樹君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 森 ゆうこ君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 築瀬 進君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |

反対者氏名

| | | |
|--------|--------|---------|
| 愛知 治郎君 | 柳田 稔君 | 山下 八洲夫君 |
| 秋元 司君 | 佐藤 昭男君 | 小泉 昭男君 |
| 荒井 広幸君 | 坂本由紀子君 | 鴻池 祥肇君 |
| 藤末 健三君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 廣中和歌子君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤本 哲郎君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 平山 幸司君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤末 健三君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤本 哲郎君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 藤原 光信君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 舟山 康江君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 牧山ひろえ君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 松井 孝治君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 水戸 将史君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 峰崎 直樹君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 森 ゆうこ君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 築瀬 進君 | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |

官 報 (号外)

| | |
|--------|--------|
| 浮島とも子君 | 加藤修一君 |
| 風間　昶君 | 木庭健太郎君 |
| 澤　雄二君 | 谷合正明君 |
| 浜四津敏子君 | 西田実仁君 |
| 松　あきら君 | 浜田昌良君 |
| 山下　栄一君 | 山本香苗君 |
| 山本　博司君 | 渡辺孝男君 |
| 鰐淵　洋子君 | 山東昭子君 |

浮島とも子君

加藤修一君

見るべきである。

風間　昶君

木庭健太郎君

見るべきである。

澤　雄二君

谷合正明君

見るべきである。

浜四津敏子君

西田実仁君

見るべきである。

松　あきら君

浜田昌良君

見るべきである。

山下　栄一君

山本香苗君

見るべきである。

山本　博司君

渡辺孝男君

見るべきである。

鰐淵　洋子君

山東昭子君

見るべきである。

株式会社ゆうちょ銀行の定額貯金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月二十三日

大久保勉

参議院議長 江田 五月殿

株式会社ゆうちょ銀行の定額貯金に関する質問主意書

本年十月の郵政民営・分社化によって、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀」という。)は既存の民間金融機関と同一の競争条件下に置かれることとなつた。これにより、金融監督政策においても、ゆうちょ銀を民間金融機関と同一の平面で

平成十九年十一月九日 参議院会議録第七号

質問主意書及び答弁書

たい。

三 國際決済銀行の「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化・改定された枠組」における

アウトライヤー規制において、ゆうちょ銀はどう

のような扱いを受けるか、政府の見解を明らかにされたい。これに関して、ゆうちょ銀は、定額貯金によって調達した資金(旧郵政公社から

の継承分を含む)のほとんどを長期国債で運用しているが、これはALM上のリスクを内在しているといえる。このような運用形態には、金利上昇時において定額預金が大量に解約される可能性が潜在しているが、それが顕在化した場合には、ゆうちょ銀は国債を大量に売却することとなり、国債市場、国内資本市場等へ甚大な影響をもたらすと考えられる。このようなALMリスク及び金融市场への影響について、金融

庁、日本銀行、預金保険機構等の管理、監督体制を政府としてどのように承知しているか、それぞれ明らかにされたい。

日本郵政公社から公表された資料によると、

平成十八年度末現在における定額貯金の残高は百二十兆二千五百三十五億円であると承知して

いる。なお、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)を含め一般に銀行について

は、これに対する立入検査、報告徴求、日々のヒアリング等を通じて、日頃からその実態把握に努めているところであるが、ゆうちょ銀行に

係る御指摘の平均金利等については、個別銀行の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えた

い。

二について

民営化当初におけるゆうちょ銀行の収益構造

は、負債サイドは預け替えが可能な定額貯金が大宗を占める一方、資産サイドにおいては、そ

のの大半を国債の運用に充てているため、金利上昇の影響を受けやすいものであると認識してい

る。そのため、日本郵政株式会社が策定した

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」においては、ゆうちょ銀行の「健全経営を確

保するためには、金利リスクを適切にコントロールしながら、運用手段の多様化を通じ、リスクの分散・収益源の多様化を図る運用ビジネ

参議院議員大久保勉君提出株式会社ゆうちょ銀行の定額貯金に関する質問に対する

答弁書

一について

日本郵政公社から公表された資料によると、

平成十八年度末現在における定額貯金の残高は百二十兆二千五百三十五億円であると承知して

いる。なお、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆう

ちょ銀行」という。)を含め一般に銀行について

は、これに対する立入検査、報告徴求、日々の

ヒアリング等を通じて、日頃からその実態把握に努めているところであるが、ゆうちょ銀行に

係る御指摘の平均金利等については、個別銀行

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えた

い。

二について

民営化当初におけるゆうちょ銀行の収益構造

は、負債サイドは預け替えが可能な定額貯金が

大宗を占める一方、資産サイドにおいては、そ

のの大半を国債の運用に充てているため、金利上昇の影響を受けやすいものであると認識してい

る。そのため、日本郵政株式会社が策定した

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計

画」においては、ゆうちょ銀行の「健全経営を確

保するためには、金利リスクを適切にコントロールしながら、運用手段の多様化を通じ、リ

スクの分散・収益源の多様化を図る運用ビジネ

スの分散・収益源の多様化を図る運用ビジネ

スの分散・収益源の多様化を図る運用ビジネ

スの分散・収益源の多様化を図る運用ビジネ

スの分散・収益源の多様化を図る運用ビジネ

スマートモデルを実現することで、安定的な期間収益の確保を達成していく必要があり、そのためには早期にALMの高度化を実現していくことが重要である旨が示されたところであります。政府としては、検査・監督を通じて、リスク管理を含めたゆうちょ銀行の業務の適切性及び財務の健全性を検証してまいりたい。

三について

ゆうちょ銀行に係る御指摘のアウトライヤー規制については、金融庁が定めた「主要行等向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」といいます)において、他の銀行と同様のアウトライヤー基準を適用することとしている。アウトライヤー基準に該当する場合には、

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
厚生年金病院の整理合理化に関する質問主意書
平成十九年十月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

足立 信也

参議院議長 江田 五月殿

足立 信也

監督指針において、原因及び改善策等について、ヒアリングを行い、必要な場合には銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十四条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すこととされている。なお、監督指針においては、「アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるように、特に留意して監督を行う」とこととされている。

また、御指摘のゆうちょ銀行のALMリスク

及び金融市場への影響については、御指摘のそれぞれの機関が、法令の権限等に基づき、必要に応じ情報収集等を行い、適切な対応が行われることとなると承知している。

及び金融市场への影響については、御指摘のそれぞれの機関が、法令の権限等に基づき、必要に応じ情報収集等を行い、適切な対応が行われることとなると承知している。

理合理化計画は策定されておらず、同機構への出資すら行われていないため、いまだ譲渡・廃止に関する検討の俎上には載っていない。このように、厚生年金病院の整理合理化に関しては、今後「大臣による計画の策定」及び「同機構による譲渡・廃止業務」という二つのプロセスが必要であるが、法に定められたこれらのプロセスを無視した形で、密かに譲渡計画が進められているという疑惑がある。

本年九月一日に厚生年金事業振興団が主催した厚生年金医療フォーラムにおいて、鴨下一郎環境大臣の代理として出席した武見敬三前厚生労働副大臣から、厚生年金病院はある特定の企業グループが設立する法人に譲渡される予定であり、既にその法人の設立準備のための事務所も開設され作業が進められている旨の発言があつたとされている。

そこで、以下質問する。
一 武見前厚生労働副大臣が鴨下環境大臣の代理として発言したとされる、特定の企業グループへ譲渡する計画が具体化しているという話は事実か、明らかにされたい。

二 武見前厚生労働副大臣の発言が事実であるとすれば、法に定められたプロセスを全く踏むことなく水面下で恣意的に国有財産の処分が決められたこととなり、国民の信頼に背くばかりか大きく法を逸脱した行為と言わざるを得ないが、政府の認識を明らかにされたい。

三 このような疑惑を招く行為に、現職の閣僚である鴨下環境大臣や直前まで担当副大臣を務めてきた武見前厚生労働副大臣が深くかかわっていることは、政府の信頼を大きく損ねることになる。政府として注意すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 武見前厚生労働副大臣の発言後、この計画が既成事実化して関係者に広く伝わったため、譲渡計画に携わっていた地方自治体関係者や病院関係者等に大きな影響を与えていた。もし、武見前厚生労働副大臣の発言が事実でないとすれば、政府はすぐに否定する見解を発表すべきであるが、それを行う意思はあるか、明らかにされたい。

五 当該フォーラムを主催した厚生年金事業振興団は厚生年金病院の経営主体であり、大量の公務員の天下りを受け入れている。また、廃止される予定の組織であり、法令上、厚生年金病院の整理合理化に対しても何の役割・権限も有していない。にもかかわらず、水面下で積極的に厚生年金病院の譲渡計画にかかわっていることは、立場を超えた行為であり、国民の深い疑念を招かざるを得ない。このような行為を慎むよう指導すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 厚生年金病院の整理合理化計画策定の進捗状況及び今後の予定を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員足立信也君提出厚生年金病院の整理

合理化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員足立信也君提出厚生年金病院の整理

合理化に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
鳩山邦夫法務大臣の死刑執行に関してなされた発言等に関する質問主意書

平成十九年十月二十五日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

一及び二について
政府としては、御指摘の武見前厚生労働副大臣の発言にあるような事実については、承知していない。

三及び四について
御指摘の武見前厚生労働副大臣等の行為については、政治家個人としてのものと承知しており、これについては、政府として閲知するところではない。

五及び六について

政府としては、御指摘の財團法人厚生年金事業振興団による譲渡計画に対する関与の事実については承知していないが、いずれにせよ、厚生年金病院の整理合理化計画については、平成十七年六月の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案審議の際の衆議院厚生労働委員会における附帯決議において「地域の医療体制を損なうことのないように、十分に検証した

鳩山邦夫法務大臣が、本年九月二十五日、死れた発言等に関する質問主意書
鳩山邦夫法務大臣の死刑執行に関してなされた発言等に関する質問主意書

刑法執行に関して発言をしたことが大きな問題になっている。すなわち「法務大臣が絡まなくとも自動的に、客観的に進むような方法を考えたらどうか」、「法務大臣の死生観によって影響を受けた」との趣旨であるのか明らかにされたい。

二 福田政権においては、今般の鳩山法務大臣の発言を容認するのか。法務大臣こそ、法令の遵守が求められていることはいうまでもないことと思うが、精神的に苦痛であるから、死刑執行の命令に法務大臣の関与をなくすというようなことは責任放棄に等しく、大臣の資質を問わざるを得ない。福田政権では、こうした死刑執行に関する方針を容認するのか。また、鳩山法務大臣に対して何らかの注意ないしは指導などをしないか。それぞれ明らかにされたい。

3 刑事訴訟法第四百七十五条第一項は「死刑の執行は、法務大臣の命令による。」と規定している。この規定は、死刑の執行は慎重の上にも慎重に行うべきものであるが、最終的には法務大臣の判断を経て実施されるべきものとして、法務大臣を最終的な責任者としているものである。それだけ法務大臣の責任は重いものである。安易にこれを緩和することはできないと考えが、政府は同項をどのように理解しているか。政府の見解を示されたい。

四 鳩山法務大臣の発言からすると、刑事訴訟法第四百七十五条第二項で、死刑判決後六箇月以内に死刑の執行をしなければならない規定になつているにもかかわらず、実際には歴代の法務大臣は法を遵守していない疑いが強いことができない。

よつて、以下質問する。

1 鳩山法務大臣は、死刑の執行は判決確定後、平均して約七年半経過してから執行されているとも発言している(「週刊朝日」本年十月二十六日号)が、これはそのとおりか。正確には平均何年で執行されているか。それぞれ明らかにされたい。

2 法務大臣自身が刑事訴訟法を遵守していないとすれば、これは由々しき問題であり、違法状態を長年容認していたことになると考えられるが、政府もそのとおりと考えているか。もし、政府も違法であると認識していた場合に、過去三十年間に言い渡された死刑判決についても踏まえて、できる限り早期に策定すべく検討を行つてあるところである。

て、各人ごとに、事件名、判決年月日、執行の有無、執行年月を明らかにされたい。また、再審申立ての有無も明らかにされたい。仮に法律上、執行しないでよいと判断した正当な理由があれば、併せてその点も付記されたい。これらについて明らかにできない場合は、その理由も示されたい。

六 私の立場は、決して死刑推進ということではない。ただし、現行法上、死刑という制度があり、死刑囚も存在しているのであるから、これは慎重の上にも慎重に対処すべき事柄であると考えている。

そこで、現実に刑事訴訟法の規定どおりに死刑の執行がなされないとして、むしろ実態に合わせて死刑判決後六箇月以内に死刑の執行を命ずる規定については見直しを図るべきであると考えるが、政府として法改正を検討していないか明らかにされたい。

七 島山法務大臣は、死刑執行について考える省内の勉強会について開始したいとして、早急に始める考えを明らかにしている。しかし、どのような方向を目指すのか不明である。仮に法務大臣の関与なしに自動的に死刑執行を進めるための勉強会であれば極めて不当であると言わざるを得ない。政府はこのような方向での勉強会を容認するのか明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出鳴山邦夫法務大臣の死刑執行に關してなされた発言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出鳴山邦夫法務大臣の死刑執行に關してなされた発言等に関する質問に対する答弁書

一及び七について

鳴山法務大臣は、死刑の執行については、裁判所の確定判決を尊重しつつ、それが人の生命を絶つ極めて重大な刑罰であることを踏まえ、再審や恩赦の可能性等、法の定めるあらゆる観

点から、慎重に検討した上で、厳正に行うべきであるのに、あたかも時の法務大臣の個人的あるいは政治家としての姿勢の問題として注目さ

れ、大臣によって死刑執行の在り方が左右されるかのような印象を国民に与えているのではないかという問題意識から、死刑執行の在り方に

いかという問題意識から、死刑執行の在り方に

いて述べたとおりであり、法務大臣としての死刑執行の命令に係る責任を放棄するものではないと理解している。

また、御指摘の発言に關し、鳴山法務大臣に對して注意、指導等をした事実はない。

三について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第四百七十五条第一項において死刑の執行が法務大臣の命令によることとされているのは、死刑がその言渡しを受けた者の生命を絶つ極めて重大な刑罰であり、一度執行されるとこれ回復することができなくなることから、その執行

に際して特に慎重な態度で臨む必要があることによると理解している。

四の1について

平成八年から平成十七年までの十年間におり死刑を執行された者について、判決確定の日から執行までの平均期間は、約七年五ヶ月であり、また、平成九年から平成十八年までの十年間において死刑を執行された者についての当該平均期間は、約七年十一ヶ月である。

五について

昭和五十二年一月一日から平成十九年九月三十日までの過去三十年間に確定した死刑判決の事件名及び確定年月日は、次の(1)から(30)までのとおりである。また、再審請求の有無について明瞭にすることは、事案によつては、死刑確定者や被害者の遺族等の利益を害する場合があつて、お尋ねのその余の事項については、個別具體的な死刑執行に関するものであつて、これを明瞭にすることは、死刑の執行を受けた者やその関係者に不利益や精神的苦痛を与えること、他の死刑確定者の心情の安定を損なう結果を招きかねないこと等の問題があることから、これらについてお答えすることは差し控えた

四の2について

刑事訴訟法第四百七十五条第二項においては、死刑の執行の命令は判決確定の日から六ヶ月以内にこれをしなければならない旨が規定されているが、その執行につき慎重を期するべき

に自動的、客觀的に死刑執行を進めることを検討するために御指摘の勉強会を行いたいとの趣旨で述べたものではないと理解している。

二について

鳴山法務大臣の発言の趣旨は、一及び七につき

請求等がされその手続が終了するまでの期間等

について、これをその期間に算入しない旨が規定されている。

判決確定の日から執行までの平均期間が四の1について述べたとおりになつてゐるのは、再審請求や恩赦の出願を再々行つてゐる者があるなどの事情をも踏まえ、裁判の執行とはいえない。

(1) 昭和五十二年に確定したもの

- ① 放火予備、殺人、殺人未遂、窃盜、銃砲

官 報 (号 外)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (1) 刀剣類所持等取締法違反事件、六月二日確定 ②強盜殺人、殺人、殺人未遂、公務執行妨害、覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反事件、同月七日確定 | (2) 昭和五十三年に確定したもの ①身の代金拐取、拐取者身の代金要求、殺人、死体遺棄、身の代金拐取予備、器物損壊、恐喝未遂、現住建造物等放火未遂事件、一月五日確定、②わいせつ誘拐、殺人事件、二月九日確定、③強盜殺人、死体損壊、死体遺棄、詐欺、有印私文書偽造、同行使、詐欺、公正証書原本不実記載、同行使事件、五月四日確定、④強盜殺人、死体損壊、死体遺棄、詐欺事件、七月十二日確定 | (3) 昭和五十四年に確定したもの ①強盜強姦、強盜殺人、窃盗、住居侵入事件、一月五日確定、②強盜、強盜殺人、強盜未遂事件、同月二十九日確定、③殺人、窃盗、殺人未遂事件、五月三十一日確定、④殺人、殺人未遂、非現住建造物等放火、傷害事件、七月三十日確定 | (4) 昭和五十五年に確定したもの ①強盜殺人、窃盗、強盜殺人、強盜未遂事件、同月二十九日確定、③殺人、窃盗、殺人未遂、強盜致傷、強盜事件、九月二十六日確定 | (5) 昭和五十六年に確定したもの ①強盜殺人事件、四月二十日確定、②強盜強姦、強盜殺人、窃盗事件、七月六日確定、③殺人、詐欺事件、同月十一日確定 | (6) 昭和五十七年に確定したもの 強盜殺人、死体遺棄、有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、窃盗事件、九月十七日確定 | (7) 昭和五十八年に確定したもの 強盜殺人事件、五月二日確定 | (8) 昭和五十九年に確定したもの ①窃盗、殺人、死体遺棄事件、五月八日確定、②窃盗、殺人、死体遺棄事件、同月十六日確定、③窃盗、住居侵入、強盜殺人、強盜殺人未遂事件、五月三十一日確定、④殺人未遂、強盜致傷、強盜事件、九月二十六日確定 | (9) 昭和六十年に確定したもの ①殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、横領、詐欺事件、五月十七日確定、②強盜殺人、殺人事件、七月二日確定 | (10) 昭和六十二年に確定したもの ①身の代金拐取、殺人、拐取者身の代金要求、殺人、死体遺棄、強盜強姦、略 |
| (11) 昭和六十三年に確定したもの ①住居侵入、強盜殺人、詐欺、窃盗、誘拐、殺人、死体遺棄、強盜傷人事件、二月一日確定、②殺人、有印私文書偽造、同行使、詐欺事件、三月三十日確定、③強盜殺人、死体遺棄事件、同日確定、④強盜殺人、死体遺棄、恐喝未遂事件、五月十八日確定、⑤身の代金拐取、準強姦未遂、殺人、死体遺棄、拐取者身の代金要求事件、六月三日確定、⑥殺人、強姦致傷事件、同月七日確定、⑦強盜殺人事件、同月二十九日確定、⑧強盜殺人、現住建造物等放火事件、七月十二日確定、⑨現住建造物等放火、殺人、詐欺事件、十月八日確定、⑩現住建造物等放火、殺人、詐欺事件、同月十三日確定、⑪強盜殺人、有印私文書偽造、同行使、詐欺、死体遺棄事件、三月二十八日確定、⑫強盜殺人、住居侵入事件、同月十七日確定、⑬強盜殺人事 | (12) 平成元年に確定したもの ①殺人予備、殺人未遂、殺人、死体遺棄、詐欺未遂事件、六月八日確定、②住居侵入、強盜強姦未遂、強盜殺人、窃盗、殺人、死体遺棄、死体損壊事件、七月五日確定、③恐喝、殺人、死体遺棄、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反、現住建造物等放火未遂事件、十一月二日確定、④殺人事件、十二月一日確定、⑤強盜殺人、現住建造物等放火事件、非現住建造物等放火、現住建造物等放火未遂、非現住建造物等放火事件、同月二十六日確定 | | | | | | | | |
| (13) 平成二年に確定したもの ①強盜殺人、有印私文書偽造、同行使、詐欺、死体遺棄、住居侵入事件、二月二十二日確定、②窃盗、強姦致死、殺人事件、四月二十一日確定、③窃盗、殺人、強盜殺人、強盜殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反事件、五月九日確定、④強盜殺人、殺人事件、同月十二日確定、⑤強姦致死、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反事件、五月九日確定、④強盜殺人未遂事件、五月三十一日確定 | (14) 平成三年に確定したもの ①住居侵入、窃盗、強盜致傷、強盜殺人事件、一月十六日確定、②強盜殺人事件、二月二日確定、③殺人、死体遺棄事件、三月二十八日確定、④身の代金拐取、殺人、死体遺棄事件、三月二日確定、⑤強盜殺人事件、十二月十八日確定 | | | | | | | | |

(15) 平成四年に確定したもの

①殺人、死体遺棄事件、二月二十五日確定、
 ②強制わいせつ、殺人、死体遺棄事件、
 同月二十九日確定、③強盗殺人事件、七月三
 日確定、④住居侵入、強盗殺人、銃砲刀剣類
 所持等取締法違反事件、十月六日確定、⑤強
 盗殺人、殺人、有印私文書偽造、同行使、詐
 欺、死体遺棄事件、同月十九日確定

(16) 平成五年に確定したもの

①殺人、死体遺棄、傷害致死、窃盜、強盗
 致傷、殺人未遂、公務執行妨害、森林法違
 反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取
 締法違反、爆発物取締法違反事件、三月十
 日確定、②殺人、死体遺棄、監禁、爆発物取
 締法違反、森林法違反、銃砲刀剣類所持等
 取締法違反、火薬類取締法違反、航空法違
 反、威力業務妨害、傷害致死、殺人未遂、窃
 盗、強盗致傷、住居侵入、公務執行妨害事
 件、同日確定、③殺人、死体遺棄、有印私文
 書偽造、同行使、詐欺事件、七月五日確定、
 ④住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂、銃砲
 刀剣類所持等取締法違反事件、十月四日確
 定、⑤強盗殺人、死体遺棄、殺人、詐欺事
 件、同月十二日確定、⑥住居侵入、殺人、強
 盗殺人未遂、強盗致傷事件、十一月十六日確
 定、⑦銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類
 取締法違反、殺人事件、十二月二十一日確定

(17) 平成六年に確定したもの

①強盗殺人、強盗強姦、強盗、窃盜、銃砲
 刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違
 反、強盗殺人未遂、殺人、強盗致傷、強盗未
 遂、公務執行妨害、住居侵入事件、二月五日
 確定、②住居侵入、殺人、銃砲刀剣類所持等
 取締法違反事件、三月七日確定、③爆発物取
 締法違反、殺人、殺人未遂事件、九月六日確
 定

(18) 平成七年に確定したもの

①殺人事件、五月十日確定、②殺人、死体
 遺棄、窃盜、銃砲刀剣類所持等取締法違反事
 件、六月二十七日確定、③強盗殺人、死体遺
 弃事件、七月二十五日確定

(19) 平成八年に確定したもの

①殺人、殺人未遂事件、三月二十日確定、
 ②強盗殺人、死体遺棄事件、十一月十三日確
 定、③殺人、死体損壊事件、十二月四日確定

(20) 平成九年に確定したもの

①住居侵入、強盗殺人事件、一月十九日確
 定、②強盗殺人、窃盜事件、三月二日確定、
 ③住居侵入、強盗殺人、強盗強姦、常習累犯
 窃盜事件、五月九日確定、④住居侵入、殺人
 事件、十月十日確定

(21) 平成十年に確定したもの

①強盗殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違
 反、火薬類取締法違反事件、一月十六日確
 定、②住居侵入、逮捕監禁、殺人、銃砲刀剣

類所持等取締法違反、窃盜事件、六月三日確
 定、③身の代金拐取、殺人、拐取者身の代金
 要求、監禁、強姦事件、七月二十四日確定、
 ④強盗殺人、公務執行妨害、銃砲刀剣類所持
 等取締法違反事件、九月二十九日確定、⑤身
 の代金拐取、殺人、死体遺棄、拐取者身の代
 金要求事件、十月九日確定、⑥住居侵入、強
 盗殺人、現住建造物等放火、強盗致傷事件、
 同月二十九日確定、⑦殺人、傷害致死、死体
 遺棄、窃盜事件、十二月二十一日確定

偽造、同行使、詐欺、詐欺未遂事件、九月二
 十五日確定、⑥殺人、現住建造物等放火、傷
 害事件、十二月二十六日確定

(24) 平成十三年に確定したもの

①住居侵入、強盗殺人事件、二月十六日確
 定、②住居侵入、強盗殺人、昏睡強盜、銃砲
 刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反
 事件、同月十七日確定、③強盗殺人、死体遺
 弃、窃盜、強盗致傷事件、十月十二日確定、
 ④傷害、強姦、強姦致傷、強盗殺人、殺人、
 遺棄、窃盜事件、十二月二十一日確定、
 ⑤強盗殺人、殺人未遂、強盗傷人、強
 盗強姦、恐喝、窃盜事件、十二月二十一日確
 定、⑥強盗殺人、殺人未遂、強盗傷人、強
 盗強姦、強盗殺人事件、七月九日確
 定、⑦強盗殺人、出入国管理及び難民認定法
 違反事件、同日確定、⑧殺人、死体損壊、死
 人未遂、強盗致傷、強盗、恐喝、逮捕監禁、
 暴力行為等处罚に関する法律違反、銃砲刀劍
 類所持等取締法違反、火薬類取締法違反、住
 居侵入事件、同月二十三日確定、⑨殺人、殺
 人、窃盜、死体遺棄、有印私文書偽造、同行
 使、詐欺事件、七月十八日確定、⑩殺人、殺
 人未遂事件、九月二十八日確定

(25) 平成十四年に確定したもの

①強盗殺人、建造物侵入事件、七月九日確
 定、②強盗殺人、出入国管理及び難民認定法
 違反事件、同日確定、③殺人、死体損壊、死
 体遺棄事件、十月二十四日確定

(26) 平成十五年に確定したもの

①強盗殺人、詐欺事件、一月二十九日確
 定、②建造物侵入、殺人、殺人未遂、銃砲
 刀剣類所持等取締法違反、傷害、暴行、器物損
 壊事件、十二月五日確定

(27) 平成十六年に確定したもの

①強盗殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違
 反、火薬類取締法違反事件、五月八日確定、
 ②強盗殺人、死体遺棄事件、同月二十四日確
 定、③殺人事件、三月三十日確定、④強盗殺
 人、死体遺棄、詐欺、窃盜事件、四月二十四
 日確定、⑤強盗殺人、死体遺棄、有印私文書
 違反事件、同月二十五日確定、⑥殺人、窃盜

官報(号外)

| | | | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (28) 平成十七年に確定したもの | <p>事件、六月二十六日確定、④營利誘拐、監禁、強盜殺人、死体遺棄、身の代金拐取、拐取者身の代金取得事件、七月十五日確定、 ⑤營利誘拐、監禁、強盜殺人、死体遺棄事件、同日確定、⑥營利誘拐、監禁、強盜殺人、死体遺棄事件、同日確定、⑦殺人未遂、 死体遺棄事件、同日確定、⑧強盜殺人、死体遺棄事件、同月二十六日確定、⑨強盜殺人、死体遺棄事件、同月二十二日確定、 ⑩強盜殺人、死体遺棄、詐欺、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、同月九月二十一日確定、 ⑪強盜殺人、死体遺棄、詐欺、銃砲刀剣類所持等取締法违反事件、同月十一日確定、 ⑫殺人、わいせつ略取、人質による強要行為等の処罰に関する法律違反、強姦、窃盗、拐取者身の代金取得、住居侵入、強盜傷害事件、同月十三日確定、 ⑬殺人、死体遺棄事件、十二月十四日確定、 ⑭強盜殺人、死体遺棄、強盜致傷、窃盗、強盜、銃砲刀剣類所持等取締法違反、殺人未遂、公務執行妨害事件、同月二十三日確定</p> | <p>事件、同月十六日確定、④詐欺、殺人、覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、三月二十三日確定、 ⑤殺人事件、五月七日確定、⑥強盜殺人未遂、殺人、窃盜、窃盜、強盜殺人、強盜傷害事件、同月六日確定、⑩強盜傷害事件、同月十五日確定、 ⑪強盜殺人、強盜殺人未遂、死体遺棄事件、七月十三日確定、⑫殺人、殺人未遂、死体損壊、死体遺棄事件、同月二十四日確定、 ⑬強盜殺人、死体損壊、死体遺棄事件、同月二十九日確定、⑭強盜殺人、死体遺棄、窃盜、有印私文書偽造、同行使、詐欺、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、同月二十八日確定</p> | <p>事件、同月二十六日確定、④詐欺、殺人、覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、三月二十三日確定、 ⑤殺人事件、五月七日確定、⑥強盜殺人未遂、殺人、窃盜、窃盜、強盜殺人、強盜傷害事件、同月六日確定、⑩強盜傷害事件、同月十五日確定、 ⑪強盜殺人、建物侵入、窃盜、窃盜、強盜殺人、死体損壊、死体遺棄事件、同月三十日確定、⑫殺人、殺人未遂、死体損壊、死体遺棄事件、同月二十九日確定、 ⑬強盜殺人、死体損壊、死体遺棄事件、同月三十日確定、⑯強盜殺人、死体遺棄、窃盜、有印私文書偽造、同行使、詐欺、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、同月二十八日確定</p> |
| (29) 平成十八年に確定したもの | <p>事件、一月十五日確定、①殺人、死体遺棄事件、二月一日確定、 ②誘拐、殺人、死体損壊、死体遺棄、わいせつ誘拐、強制わいせつ事件、二月二日確定、 ③強盜殺人、殺人、死体遺棄事件、三月五日確定、 ④強盜殺人、死体遺棄、窃盜事件、同月十八日確定、 ⑤窃盜、強盜殺人、死体遺棄事件、同月二十九日確定</p> | <p>事件、同月八日確定、⑯強盜殺人、殺人、死体遺棄事件、同月五日確定、 ⑭強盜殺人、死体遺棄、強制わいせつ事件、同月二日確定、 ⑮略取、誘拐、殺人、死体遺棄事件、同月五日確定、 ⑯強盜殺人、殺人、死体遺棄事件、同月八日確定、 ⑰強盜殺人、殺人、死体遺棄事件、同月十一日確定、 ⑱強害、殺人事件、同月二十八日確定、 ⑲監禁、覚せい剤取締法違反、強盜殺人、大麻取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、十一月十五日確定、 ⑳強盜殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、十二月十四日確定、 ㉑強盜殺人事件、同月二十九日確定</p> | <p>事件、同月二日確定、⑩有印私文書偽造、同行使、詐欺、強盜殺人事件、同月九日確定、 ㉒強盜殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、傷害事件、同月三日確定、 ㉓強盜殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、暴行事件、同月二日確定、 ㉔強盜殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、強盜殺人事件、同月九日確定、 ㉕強盜殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、強盜強姦、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、同月三日確定、 ㉖強盜殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、強盜殺人事件、同月十一日確定、 ㉗強盜殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、強盜殺人事件、同月二十一日確定、 ㉘強盜殺人、殺人未遂、武器等製造法違反事件、同月四日確定、 ㉙強盜殺人、殺人未遂、武器等製造法違反事件、同月二十九日確定</p> |
| (30) 平成十九年に確定したもの | <p>事件、一月十一日確定、①住居侵入、窃盜未遂、強盜殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、同月十一日確定、 ②強盜殺人、死体遺棄事件、同月二十九日確定、 ③監禁、殺人、死体遺棄事件、同月四日確定、 ④強盜殺人、死体遺棄事件、同月二十三日確定</p> | <p>事件、同月二十一日確定、⑯恐喝、強盜殺人、死体遺棄事件、同月二十九日確定、 ⑰殺人、殺人未遂、武器等製造法違反事件、同月四日確定、 ⑱殺人、殺人未遂、武器等製造法違反事件、同月二十九日確定</p> | <p>事件、同月二十一日確定、⑯恐喝、強盜殺人、死体遺棄事件、同月二十九日確定、 ⑰殺人、殺人未遂、武器等製造法違反事件、同月四日確定、 ⑱殺人、殺人未遂、武器等製造法違反事件、同月二十九日確定</p> |

六について

現段階において、刑事訴訟法第四百七十五条

第二項を改正することは、検討していない。

病院船派遣による平和的な国際貢献に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十月二十五日

参議院議長 喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

(号外)

官報

ラテンアメリカのキューバは長らく、医師団を海外に派遣し、平和外交で一大得点を稼いだ。近年、キューバが医師団を、石油大団体が資金をそれぞれ提供して、緑内障や白内障などで視力を失いかけているラテンアメリカ諸国の貧しい人々の視力を回復させるための「奇蹟の作戦」を開催し、関係諸国の人々から圧倒的な支持を受けている。両国この医療外交に刺激を受けた米国は、本年六月から十月まで海軍病院艦一隻をラテンアメリカ十数箇国に派遣し、多くの貧しい患者に医療手当を施したり外科手術を行つたりして成果を挙げた。

これらの事実を踏まえて、以下質問する。

一 日本国が単独で、若しくはNGOなどと協

力して、病院船を北方領土のほか、東南アジアに派遣して、平和外交、医療外交を展開する可

能性はないか。政府の見解を明らかにされたい。

二 このような平和的な医療外交こそ、「国際貢献活動の中心的地位を占めるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 一九九〇年代後半に日本は、中米ホンジュラスのハリケーン被災地で救援活動をした際、キューバ政府の要請に応じて、医薬品などをキュー派遺医師団に提供した実績があるとされる。その日本のキューバへの協力の事実関係について、提供した物資、その換算金額、期間など細部を含めて明らかにされたい。

四 今後、キューバを含む医療外交実施中の国々から共同で、第三国での医療活動を展開すべく要請を受けた場合、これに応じる用意があるか否かを明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月二日 内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出病院船派遣による平和的な国際貢献に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出病院船派遣による平和的な国際貢献に関する質問に対する

答弁書

一、二及び四について

現時点で、我が国政府は米国が保有する海軍病院艦のようなものは保有しておらず、政府と

して、御指摘のように、開発途上国に対する医師の派遣として、政府開発援助(ODA)等により、医療分野における技術移転等を目的としたものを行つて

おり、このような方法によるものも含め、保健医療分野における協力を引き続き行つてい

く考えである。

我が国は、平成十年にホンジュラスのハリケーン災害に対し、国際緊急援助隊を派遣したが、その際、キューバ政府の要請に応じ、同援

助隊が医薬品等をキューバ派遺医師団に提供したとの事実はないと承知している。

さつそく事実関係を確認していた最中、大きな報道記事となり、あわてた産総研は初めて事実を公表し、病原菌に感染のおそれのあった関係者や地元自治体に周知してこなかつたことについて非

を認めた。人命がかかるかも知れぬ事態をこれだけ長きに渡つて放置し、あまつさえ正義感から注意惹起と善後策を提起した責任者を実質的に更迭し、私の問題指摘にも事を内々に始末しようとして、報道記事が出るまで頼被りをするという、全くあきれた対応である。

十月十七日には甘利経済産業大臣から、コンプライアンスの徹底のための体制整備等について指示が出され、十九日には第三者調査委員会を産総研内に設置するとの指示が立て続けに出されたところである。

一 産総研では今回の不祥事のお詫びをホーム

産総研特許生物寄託センターの不祥事対応に関する質問主意書

経済産業省が所管する独立行政法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)の特許生物寄託センターは、二〇〇一年四月まで工業技術院生命工学工業技術研究所に所属していたが、一九八四年から危険な病原菌を内規に違反して受け入れ、わらず、関係者に口封じをして事実を隠蔽しつづけているとの驚くべき通報を、私は本年九月に受けた。

二〇〇〇年にはその事実を把握していたにもかかわらず、関係者に口封じをして事実を隠蔽しつづけているとの驚くべき通報を、私は本年九月に受けた。

ページに掲載し、「お客様の利便性を図る」と述べているが、一番寄託者が不満を持っているのは寄託手数料の高額さであると聞いています。今後産総研に対し、コンプライアンスの遵守以外に、顧客の利便性を図る上でどのような努力を求めていくのか明らかにされたい。

二 政府は今後も引き続き産総研を特許生物寄託制度の委託先として指定し続けるつもりか。厳しい財政難のなか我が国に複数の寄託機関を維持する必要性を明らかにされたい。

三 独立行政法人製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを特許生物寄託制度の第二の委託先として指定した狙いを明らかにされたい。

四 特許生物を受託する同じ機能を持つ独立行政法人製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターは、当初の設備投資を除けば現在では特許特別会計から一円も支出がなされていないにもかかわらず、国内寄託手数料も国際寄託手数料についても割安となっている。更に産総研にはない生物遺伝資源機関機能も有している。なぜこのような相違点があると政府は考えているか。

五 産総研による内規違反の危険病原菌受託問題を特許庁に対して告発した産総研の元職員は、その後産総研の幹部から、国家公務員法の一〇〇条の守秘義務違反だと糾弾され、謝罪する誓約書を書くよう、二〇〇三年から今日に

いたるまでメールや文書、電話、対面などあらゆる手段で、執拗に要求されてきた。元職員は不适当として拒み続けてきたが、精神的肉体的に相当のダメージを受けている。私は、そのような不当な脅迫じみた要求を経産省や産総研の誰が行つてきたかなどの詳しい経緯や証拠文書の一部を入手している。これらの卑劣で非道な行為はまさに公益に反する行為であり、第三者調査委員会によって徹底的に調査され、元職員に対する謝罪と、名誉回復を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 元職員は現職の時からこの問題を内部で提起し、主務官庁にも情報提供したが、適切な対処がされないまま、実質的に更迭され定年を三年余して退職を余儀なくされている。その後に特許庁に対し情報提供した行為が国家公務員法の一〇〇条の守秘義務違反に当たると、産総研から糾弾されている。しかし過去の判例を見ても公利益目的であり、目的達成のため必要かつ社会的に相当と認められる方法によれば、守秘義務が免除されるのであって、元職員のこの行為は国家公務員法一〇〇条違反には当たらないと私は考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 私はかねてより各種研究機関における危険な病原菌や遺伝子組換え生物のずさんな取扱いについて警鐘を鳴らしてきたつもりだが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」の改正施行後も、この分野の隠蔽体質

は変わつてないと考えざるを得ない。そこで

今回の問題発覚を受けて、厚生労働省は官民を問わず、病原菌や遺伝子組換え生物のずさんな管理や類似の隠蔽工作がないかどうか、改めて上部監督機関に注意喚起したり、立ち入り調査等を継続的、積極的に行うべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 ミートホープ社や株式会社赤福の事件など、内部告発が真相究明と公益の保護に役立つていることを踏まえるまでもなく、危険な病原菌や遺伝子組換え生物を取り扱っている官民の機関において、公益に資する内部告発をしっかりと受け止め、その者を確実に保護する仕組みが必要である。その意味で、厚労省や経産省が二〇〇六年四月に施行された公益通報者保護法に基づく外部窓口を未だに設置していないことは、大変遺憾である。まだ内閣府や金融庁などわずかな省庁しか設置しておらず、ほとんどの省庁が検討段階であることは行政の不作為ではないか。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を所管する厚労省、経産省、農水省、文科省、環境省、財務省における外部窓口の今年度中の設置と職員への徹底周知が早急に必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

平成十九年十一月二日

参議院議長 江田 五月殿

内閣總理大臣 福田 康夫

参議院議員谷博之君提出産総研特許生物寄託センターの不祥事対応に関する質問に対する答弁書

(号外)

サービスの向上の観点から、特許寄託機関の複数化が望まれていたことから、特許庁において、平成十年度から、海外寄託機関の調査を行なうなど、特許寄託機関の複数化の可能性の検討を行つてきたところであるが、生物遺伝資源の収集及び保存等の業務を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「評価機構」という。）において特許寄託業務を併せて行うよう要望もあつたことなどから、評価機構を特許寄託機関として指定したものである。

産総研及び評価機構における寄託手数料は、日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱第二十四条又は特許微生物寄託等事業実施要綱第二十二条の規定に基づき、それぞれ実費を勘案して定められたものであるが、評価機構においては、生物遺伝資源の収集及び保存等のための施設を有し、これを活用していることなどの事情により、産総研及び評価機構における寄託手数料に差が生じていると考えられる。

五について

産総研によれば、御指摘の元職員に対する産総研の対応についても、第三者から構成される調査委員会において事実関係を調査するとのことであり、経済産業省としても、その結果を踏まえて適切に対処してまいりたい。

サービスの向上の観点から、特許寄託機関の複数化が望まれていたことから、特許庁において、平成十年度から、海外寄託機関の調査を行なうなど、特許寄託機関の複数化の可能性の検討を行つてきたところであるが、生物遺伝資源の収集及び保存等の業務を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「評価機構」という。）において特許寄託業務を併せて行うよう要望もあつたことなどから、評価機構を特許寄託機関として指定したものである。

産総研及び評価機構における寄託手数料は、日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱第二十四条又は特許微生物寄託等事業実施要綱第二十二条の規定に基づき、それぞれ実費を勘案して定められたものであるが、評価機構においては、生物遺伝資源の収集及び保存等のための施設を有し、これを活用していることなどの事情により、産総研及び評価機構における寄託手数料に差が生じていると考えられる。

五について

産総研によれば、御指摘の元職員に対する産総研の対応についても、第三者から構成される調査委員会において事実関係を調査するとのことであり、経済産業省としても、その結果を踏まえて適切に対処してまいりたい。

六について

産総研によれば、御指摘の元職員による主務官への情報提供と守秘義務との関係について省において、それぞれ具体的な外部窓口体制等も、第三者から構成される調査委員会において事実関係を調査するとのことであり、経済産業省としても、その結果を踏まえて適切に対処してまいりたい。

七について

病原体等の取扱いについては、平成十九年六月一日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）に基づき、その管理体制を確立する観点から、感染症法に規定されたところであるが、御指摘の事例にかんがみ、厚生労働省としては、改めて関係省庁等に對し、感染症法の適正な施行を要請するとともに、必要に応じて、特定病原体等を取り扱う施設に立入検査を行うこととしている。

八について

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月二十五日

参議院議長 江田 五月殿 谷 博之

独立行政法人産業技術総合研究所と特許特別会計に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月二十五日

参議院議長 江田 五月殿 谷 博之

独立行政法人産業技術総合研究所と特許特別会計に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月二十五日

参議院議長 江田 五月殿 谷 博之

独立行政法人産業技術総合研究所と特許特別会計に関する質問主意書

経済産業省が所管する独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）では、特許法上の特許生物寄託制度に基づき、特許庁の指定を受けて、国の特許特別会計からの支弁により、特許生物寄託センターを設置している。昨年六月、私は、つくば市内の産総研動物実験施設における遺伝子組換え生物のずさんな管理について、「独立行政法人産業技術総合研究所等における動物実験施設に関する質問主意書」（第一六四回国会質問第79号）を提出し、今後、産総研としてコンプラ

せ）に基づき、現在、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、環境省及び財務省において、それぞれ具体的な外部窓口体制等について検討しているところであり、今後、可能な限り速やかに設置できるよう努力してまいりたい。

一九九九年九月六日、当時の工業技術院は、極低温電界放射型透過電子顕微鏡（以下「TF20」という。）の賃貸借契約をめぐり、会計書類の偽造等により、国の特別会計から不當に約三千万円の支弁を受け、さらに顕微鏡使用記録の改ざんなどを隠蔽工作を行つたことについて、二〇〇〇年十月十七日に会計検査院から改善命令を受け、平沼経済産業大臣から関係者に処分も出している。ところが、今回、私が得た情報によると、それは不正な会計処理の冰山の一角に過ぎないということである。つまりTF20は工業技術院において、そもそも特許生物寄託制度とは無関係の部署での必要性から導入されたにもかかわらず、一般会計での支出要求が通らなかつたために、特許特別会計から二億六千五百二十三万円もの不当支出を行つたとの指摘である。言うまでもなく、重要な知的財産の一つである生物特許の保護は我が国の存立に不可欠である。しかし、特許生物の寄託を、これまで長年一手に引き受けってきた産総研の寄託手数料は高額で、寄託者にとって大きな経済的負担になつてゐる。無駄遣いを厳に排し、業務の合理化を通じ寄託手数料の国際調和に努めることが、求められている。

イアンスの徹底に努める旨の答弁を得ているが、今回、産総研及びその前身たる工業技術院は特許特別会計上の会計処理においても国民を欺く行為を行つていた疑いがあるとの告発を新たに受けた。

一九九九年九月六日、当時の工業技術院は、極低温電界放射型透過電子顕微鏡（以下「TF20」という。）の賃貸借契約をめぐり、会計書類の偽造等により、国の特別会計から不當に約三千万円の支弁を受け、さらに顕微鏡使用記録の改ざんなどを隠蔽工作を行つたことについて、二〇〇〇年十月十七日に会計検査院から改善命令を受け、平沼経済産業大臣から関係者に処分も出している。ところが、今回、私が得た情報によると、それは不正な会計処理の冰山の一角に過ぎないということである。つまりTF20は工業技術院において、そもそも特許生物寄託制度とは無関係の部署での必要性から導入されたにもかかわらず、一般会計での支出要求が通らなかつたために、特許特別会計から二億六千五百二十三万円もの不当支出を行つたとの指摘である。言うまでもなく、重要な知的財産の一つである生物特許の保護は我が国の存立に不可欠である。しかし、特許生物の寄託を、これまで長年一手に引き受けってきた産総研の寄託手数料は高額で、寄託者にとって大きな経済的負担になつてゐる。無駄遣いを厳に排し、業務の合理化を通じ寄託手数料の国際調和に努めることが、求められている。

このような観点から、以下質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合であつても、質問項目ごとに答弁されたい。

一 フィリップス・エレクトロン・オブティクス

株式会社との随意契約の書類など、私が入手した資料によると、TF20の賃貸借料、消耗品、維持管理費、修理費等として、一九九九年度に五千七百九十六万円、二〇〇〇年度に一億五百万円と、合計二億六千五百二十三万円が特許特別会計から支出されているようだが、事実はどうか明らかにされたい。

二 前記一が事実とすれば、非常に高額な賃貸借である。果たしてこれらの金額に見合はほど、TF20は特許生物寄託制度のために使われたと政府は認識しているか明らかにされたい。

三 TF20を使用した業務は、二〇〇一年度及び二〇〇二年度の特許生物寄託センター年報に確かに見受けられる。しかし、これは既に指摘した不適切な会計処理の発覚を恐れて、アリバイ的に一時的に特許生物寄託制度のための業務に使用したにすぎず、実際にはTF20は、一九九九年度から二〇〇一年度まで、主として特許生物寄託センターではなく、工業技術院生命工学工業技術研究所(現産総研)内の生物遺伝子資源研究部門という別の部署に設置され、導入主として使用されてきたとの指摘があるが、こ

れは事実かどうか明らかにされたい。

四 TF20は二〇〇二年度に産総研が運営交付

金により買い取るまでは、特許生物寄託センターに設置されているべきである。TF20は誰が主な管理責任者となっていたのか。また、どのような用途にどの程度の頻度で使われてきたのか。顕微鏡の使用記録などから、年度ごとに詳細に明らかにされたい。

五 一九九八年十二月二〇日に宮本宏生命工学工

業技術研究所企画室長と細野邦昭生命工学工業技術研究所特許微生物寄託センター長の連名か

つ捺印された「平成十一年度概算要求の経緯に

関するメモ」という文書のコピーが私の手元に

ある。これによると、「平成十年八月における

概算要求の最終段階において、(生命工学工業

購買費もしくはレンタル料を計上したいとい

う技術)研究所(全体)として極低温電子顕微鏡の

要求から、当面、特許微生物寄託センターで極

低温電子顕微鏡を使用する予定はないものの、

特許微生物寄託期間事務処理費に含まれる借料

及び損料の中に極低温電子顕微鏡の借料を計上

することになった。」とのことであるが、これは

事実か。事実とすれば、これは広範な分野の知的財産権を保護している特許特別会計に大きな損害を与える不当な支出ではないか。それぞれ

明らかにされたい。

六 一九九八年、工業技術院生命工学工業技術研

究所が、フィリップス・エレクトロン・オブティクス株式会社との間で、「極低温電界放射型透過型電子顕微鏡(以下「TF30」という。)」の開発を一九九九年度より開始し、その開発費約六億円を四年間にわたり生命工学工業技術研究所が支払うものとする」との覚書の類を取り交した事実について、私が問い合わせたところ、本年十月十九日の時点では書類が見つからないとの回答であったが、当時の大箸所長(前

産総研理事)と曾良次長(現産総研副理事長)に

本当にその記憶が全くないのかどうか、政府において確認し明らかにされたい。

七 前記六が事実とすれば、単年度主義を理念と

する会計法に反し、予算執行職員等の責任に関する法律第三条に反する違法行為ではないか。政府の見解を明らかにされたい。

八 二〇〇一年の秋に、一村信吾現産総研理事

は、フィリップス・エレクトロン・オブティク

ス株式会社が社名変更した日本エフイー・アイ

株式会社の担当者から、それまで進めてきたTF

F30の開発を断念するかどうかの回答を書面

で求められていたことを示す証拠を私は入手し

た。これに対する一村信吾現産総研理事から日

本エフイー・アイ株式会社の担当者への回答の

内容を、政府としてどのように承知しているか

明らかにされたい。また、承知していないので

あれば、調査の上その内容を明らかにされたい。

九 産総研は二〇〇二年度にTF20を一千三百九十六万五千円で買い取っているが、これはそ

れまで三年間の賃貸借料等二億六千五百二十三万円と比較して極めて低価格である。その後、産総研内で多目的に使用するためとの説明だが、TF20は現在においても我が国では有数の高機能な装置であることをかんがみれば、妥当性に欠ける価格差ではないか。政府の認識を明らかにされたい。

十 前記九は、TF20の賃貸借料の形式を取り

つつも、実際にはフィリップス・エレクトロニ・オブティクス株式会社(現日本エフイー・

アイ株式会社)にTF30の開発をさせていた

が、会計検査院の指摘等により頓挫したため、TF20を買い取ることで、前記六の覚書の解消を日本エフイー・アイ株式会社と合意したと

いうのが、内幕の真実なのではないか。政府の認識を明らかにされたい。

十一 以上を踏まえると、特許特別会計からTF

20の賃貸借料等として支出された二億六千五

百二十三万円は、本来の特許生物寄託制度にはほとんど役に立たない不当な支出であり、国の

特別会計からの無駄遣いではないか。したがつて、当時の関係者は厳しく処分されるべきではないか。それぞれ政府の認識を示されたい。

十二 従来は特許特別会計に組み入れられてきた

特許生物の寄託手数料は、独立行政法人化により、直接産総研の収入とすることができます。そのため、特許特別会計から産総研への支出は、これまで国際寄託された分のみとなり、今後漸減し、いずれゼロになると聞いています。これまで特許特別会計に長年蓄積されてきた特許生物の国際寄託手数料の総額はいくらか。また、特許特別会計から産総研に対しこれまでいくら支出されたのか。それぞれ明らかにされたい。

十三 一九九六年度から一九九八年度にかけて整備された生命工学工業技術研究所特許微生物寄託センターB棟の建設費及び施設整備費は、特許特別会計から支出されているが、その総額はいくらか明らかにされたい。

十四 これまで特許特別会計に収められた国際寄託分の手数料収入よりも、産総研に対しても特許特別会計から既に支出された額が多いことは事実が明らかにされたい。

十五 前記十四が事実とすれば、その他の知的財産の出願料や特許料を支払ってきた者にとって、徐々に減額されるとはいえ、特別会計からの負担なしに特許生物寄託ができる体制が整っている以上、今後も引き続き特許特別会計から産総研に支出することは、許容できないのではないか。前払いされたから国の責任でという理由であれば、むしろ一般会計から支出すべきではないのか。政府の見解を示されたい。

十六 本年十月十七日に甘利経済産業大臣から、コンプライアンスの徹底のための体制整備等について指示が出され、十九日には第三者調査委員会を産総研内に設置するとの指示が出されています。これは危険な病原菌の内規違反受託問題だけではなく、ここで指摘した産総研に対する特別会計からの不適切な支出の実態についても対象とし、徹底した調査の上、関係者の処分と、内部での問題を提起した者への感謝及び不当な扱いを行ったことに対する謝罪を国家としたい。

右質問する。

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出独立行政法人産業技術総合研究所と特許特別会計に関する質問に対する答弁書

成した書類において、賃貸借契約期間内の支払実績として、平成十一年度に五千五百二十万円、平成十二年度に一億千四十万円を支払った実績が記録されており、これらの金額に消費税分を加算すると御指摘の金額となるものと承知している。また、産総研によれば、平成十三年度においては、「TF二十」の賃貸借料、消耗品費、修理費等として、約九千四百五十八万円を支出したとのことである。

二について

旧工業技術院生命工学工業技術研究所(以下

「旧生命研」という。)は、平成十一年十二月に、特許生物寄託業務に必要となる保存技術の高度化等を目的として「TF二十」を賃借しているが、産総研によれば、その結果、当該保存技術に係る研究成果が創出され、その高度化に資するものとなつたとのことであることから、現時点において、経済産業省としては、「TF二十」は特許生物寄託制度のために使われたものと認識している。

三について

参議院議員谷博之君提出独立行政法人産業

技術総合研究所と特許特別会計に関する質問に対する答弁書

三について

三についてで述べたとおり、産総研によれば、「TF二十」は、旧工技院特許微生物寄託センターのある建物内ではなく、旧工技院特許微生物寄託センターに隣接する高い防振機能が整備された研究棟に設置され、現在も同じ場所で運用されているとのことである。

産総研によれば、「TF二十」の管理責任者については、平成十二年度までは旧工技院特許微生物寄託センターの研究者であったが、平成十三年度は産総研特許生物寄託センターの研究者であり、平成十四年四月以降は産総研生物機能工学研究部門の研究者であり、平成十六年十月以降は産総研脳神経情報研究部門の研究者であるとのことである。

産総研によれば、「TF二十」の使用者及び使用状況については、平成十二年度は旧工技院特許微生物寄託センターの研究員が八十一日、旧工技院特許微生物寄託センターに隣接する高い防

振機能が整備された研究棟に設置され、現在も同じ場所で運用されているとのことである。

また、産総研によれば、特許生物寄託業務に必要となる保存技術の高度化等を目的として「TF二十」を賃借した結果、当該保存技術に係る研究成果が創出され、その高度化に資するものとなつたとのことであることから、現時点において、経済産業省としては、「TF二十」は特許生物寄託制度のために使われたものと認識している。

四について

参議院議員谷博之君提出独立行政法人産業

技術総合研究所と特許特別会計に関する質問に対する答弁書

三について

三についてで述べたとおり、産総研によれば、「TF二十」は、旧工技院特許微生物寄託センターのある建物内ではなく、旧工技院特許微生物寄託センターに隣接する高い防振機能が整備された研究棟に設置され、現在も同じ場所で運用されているとのことである。

産総研によれば、「TF二十」の管理責任者については、平成十二年度までは旧工技院特許微生物寄託センターの研究者であったが、平成十三年度は産総研特許生物寄託センターの研究者であり、平成十四年四月以降は産総研生物機能工学研究部門の研究者であり、平成十六年十月以降は産総研脳神経情報研究部門の研究者であるとのことである。

産総研によれば、「TF二十」の使用者及び使用状況については、平成十二年度は旧工技院特許微生物寄託センターの研究員が八十一日、旧工技院特許微生物寄託センターに隣接する高い防

生命研微生物機能部の研究員が三日、旧生命研分子生物部の研究員が二十一日それぞれ使用し、平成十三年度は産総研特許生物寄託センターの研究員が百十七日、産総研生物遺伝資源研究部門の研究員が九日、産総研脳神経情報研究部門の研究員が八十四日それぞれ使用し、平成十四年度は産総研特許生物寄託センターの研究員が百二十九日、産総研脳神経情報研究部門の研究員が九十七日それぞれ使用し、平成十五年度は産総研生物機能工学研究部門の研究員が四日、産総研脳神経情報研究部門の研究員が十四日それぞれ使用し、平成十六年度は産総研脳神経情報研究部門の研究員が三十八日使用し、平成十七年度は産総研脳神経情報研究部門の研究員が百二十八日使用し、平成十八年度は産総研脳神経情報研究部門の研究員が九十一日使用し、平成十九年度は、平成十九年十月十八日までの間、産総研脳神経情報研究部門の研究員が六十一日使用している。

また、産総研によれば、主な使用用途については、旧技院特許微生物寄託センター及び産総研特許微生物寄託センターの研究員は保存技術を高度化するに当たつて必要な凍結微生物の観察であり、その他の研究員は生体物質の観察等であるとのことである。

五について

御指摘の「平成十一年度概算要求の経緯に関するメモ」と題された文書は、平成十年当時の

分子生物部の研究員が二十一日それぞれ使用し、平成十三年度は産総研特許生物寄託センターの研究員が百十七日、産総研生物遺伝資源研究部門の研究員が九日、産総研脳神経情報研究部門の研究員が八十四日それぞれ使用し、平成十四年度は産総研特許生物寄託センターの研究員が百二十九日、産総研脳神経情報研究部門の研究員が九十七日それぞれ使用し、平成十五年度は産総研生物機能工学研究部門の研究員が四日、産総研脳神経情報研究部門の研究員が六日までの間、産総研脳神経情報研究部門の研究員が六十一日使用している。

旧生命研における業務に関する議論の一環として、御指摘の両名による連名の文書として残されたものと承知している。
産総研によれば、特許生物寄託業務に必要となる保存技術の高度化等を目的として「TF二十」を賃借した結果、当該保存技術に係る研究成果が創出され、その高度化に資するものとなつたとのことであることから、現時点において、経済産業省としては、「TF二十」は特許生物寄託制度のために使われたものと認識している。

六について

当時旧生命研の所長であった大箸信一氏と當時旧生命研の次長であった曾良達生氏に対し、経済産業省が確認したところ、両名ともに御指摘の「覚書の類」を取り交わした記憶はないとのことである。

七について

当時旧生命研の所長であった大箸信一氏と当時旧生命研の次長であった曾良達生氏に対し、経済産業省が確認したところ、両名ともに御指摘の「覚書の類」を取り交わした記憶はないとのことであり、仮定の質問にお答えすることは差し控えたい。

八について

産総研によれば、平成十三年十一月に、一村信吾氏から日本エフイー・アイ株式会社に対して、試料室をヘリウムにより冷却できる透過型

電子顕微鏡の購入を検討してきたが、予算の見込みが立たないことから、平成十三年度の発注を予定していない旨の回答をしたとのことである。

産総研によれば、特許生物寄託業務に必要となる保存技術の高度化等を目的として「TF二十」を賃借した結果、当該保存技術に係る研究

成果が創出され、その高度化に資するものとなつたことであることから、現時点において、経済産業省としては、「TF二十」は特許生物寄託制度のために使われたものと認識している。

九について

産総研によれば、平成十四年度に「TF二十」の購入先の日本エフイー・アイ株式会社から売却見積りを取り寄せ、当該見積りにおいて示された価格からそれまでに顕微鏡本体分として支払った賃借料の合計額を差し引いた金額と、日本エフイー・アイ株式会社が提示した金額とを比較したところ、日本エフイー・アイ株式会社の提示した金額である「千三百九十六万五千円」のほうが安価であったことから、当該金額で随意契約を行つたとのことであり、経済産業省としては、当該金額が妥当性に欠けるものとは考えていない。

また、特許特別会計から産総研に対する支出については、現時点において確認できる範囲で手数料の総額については、その算出を行うための書類確認作業等が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

十二について

お尋ねの特許特別会計に納入された国際寄託手数料の総額については、その算出を行うための書類確認作業等が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

また、特許特別会計から産総研に対する支出については、現時点において確認できる範囲で調査したところ、平成十三年度から平成十八年度までの六年間で、二十二億五千百三十七万九千円が支出されている。

十三について

お尋ねの「生命工学工業技術研究所特許微生物寄託センターB棟の建設費及び施設整備費」については、確認できる文書の保存期間が経過しており、保存されていないため、お答えすることは困難である。なお、平成八年度及び平成九年度の決算によれば、兩年度における特許特別会計の施設整備費の総額は十三億三千六百三十一万五千円となつてている。

十四について

十二について述べたとおり、これまでに特許特別会計に納入された国際寄託手数料の総額

及び特許特別会計から産総研に支出された総額が確認できないことから、お答えすることは困難である。

十五について

十四について述べたとおり、これまでに特許特別会計に納入された国際寄託手数料の総額及び特許特別会計から産総研に支出された総額が確認できないことから、仮定の質問にお答えすることは差し控えたい。

十六について

産総研によれば、研究開発も含めた特許生物寄託業務の実施状況についても、第三者から構成される調査委員会において事実関係を調査するとのことであり、経済産業省としても、その結果を踏まえて適切に対処してまいりたい。

若年層の投票率向上に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十月二十六日

藤末 健三

二

不在者投票の手続を簡素化し、さらに投票が容易になされねばだと考える。先日の参議院選挙では、期日前投票が一般的に認知されたと

言えるだろう。しかしながら、期日前投票は、有権者が自らの住民票があるところでのみ投票をすることができる。地方から大都市圏に、就

参議院議長 江田 五月殿

若年層の投票率向上に関する質問主意書

現在、日本の選挙における投票率は、全体的に低下傾向にあり、さらに、多くの若年層の政治への関心は低い。若年層は、これから日本を支え

るリーダーとなる層である。一方で、政治に対する関心を持っているにもかかわらず、投票に行かれない若者も存在する。若年層の投票率の低下は、我が国の政治及び国民にとって、大変由々しき問題であると考える。

そこで、若年層の投票率向上の実現を図る観点から、以下質問する。

一 投票所を、駅の近くやショッピングセンターなど便のよい場所に設置することは有効な対策であり、投票率は上がるだろうと考える。投票所設置は、自治体の裁量によって行われると聞いているが、このことは国民に周知されているとは言い難い。また、自治体職員自身への周知も不徹底な状況と考える。このため、まず各自治体で、投票所の設置条件等を分かりやすく記載したマニュアルを作成し、ホームページ、市民便りや、回覧板で国民に幅広く認知させる。

これにより、細かい配慮をした独自の投票所を設置することが可能となるのではないか。政府がこのような政策を支援・推進していくことは可能であると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 不在者投票の手續を簡素化し、さらに投票が容易になされねばだと考える。先日の参議院選挙では、期日前投票が一般的に認知されたと

言えるだろう。しかしながら、期日前投票は、有権者が自らの住民票があるところでのみ投票

平成十九年十一月六日

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議員藤末健三君提出若年層の投票率向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出若年層の投票率向上に関する質問に対する答弁書

参議院議員藤末健三君提出若年層の投票率向上に関する質問に対する答弁書

一について

投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保るために必要な場所及び設備を有していることが必要であるほか、投票所の秩序保持という観点から、選挙人、投票事務従事者、投票管理者が認めた者でなければ入ることができないことが必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。さらに、その広報活動で、広告代理店やNPO法人等の民間会社や団体に委託するこ

とは可能か明らかにされたい。

五 インターネット・携帯電話を更に活用することで、若年層の投票・選挙への関心は高まると言及して投票できない事態を引き起こしかねない。だからこそ、住民票のある地域以外でも投票できる、不在者投票手続の簡素化は必要不可欠だと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 選挙当日の運営に若年層がかかわることができれば、彼らの政治への理解が進むのではないから、投票所を、駅の近くやショッピングセンターなど便のよい場所に設置することは有効な対策であり、投票率は上がるだろうと考える。投票所設置は、自治体の裁量によって行われると聞いているが、このことは国民に周知されているとは言い難い。また、自治体職員自身への周知も不徹底な状況と考える。このため、まず各自治体で、投票所の設置条件等を分かりやすく記載したマニュアルを作成し、ホームページ、市民便りや、回覧板で国民に幅広く認知させる。

これにより、細かい配慮をした独自の投票所を設置することが可能となるのではないか。政府がこのような政策を支援・推進していくことは可能であると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

四 公職選挙法第六条では、「選挙が公明且つ適正に行われるよう、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」と規定されている。これに基づいて、明るい選挙推進協会が常時啓発活動を行つていると聞いている。この規定による常時啓発活動は、「投票率向上」等について具体的に達成目標を持つて行われているのか。また、その活動を適正に評価する第三者機関を設ける必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。さらに、その広報活動で、広告代理店やNPO法人等の民間会社や団体に委託するこ

とは可能か明らかにされたい。

らの条件を満たす場所の確保が困難である場合もあると考えられるが、これらの条件を満たす場合には、投票所として使用することは可能であると考えている。

実際に駅構内に投票所を設置している事例もあると聞いているところであるが、市町村の選挙管理委員会においては、このような情報を十分に有していないところもあると考えられるところから、総務省としては、このような情報の提供を通じて、市町村の選挙管理委員会に対し、投票所の設置の考え方の選挙人への説明に努めるよう、助言してまいりたい。

二について

選挙人がその登録されている選挙人名簿の属する市町村(以下「名簿登録市町村」という。)以外の市町村(以下「他市町村」という。)において行つ不在者投票については、選挙人が名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙及び投票用封筒の交付を請求し、選挙人名簿又はその抄本との対照を経た上で、同委員長から投票用紙及び投票用封筒並びに不在者投票証明書の交付を受けておくこと、他市町村の選挙管理委員会に赴いて投票することなどの手続が必要となるが、これらの手続は、投票しようとする者が選挙人名簿に登録されている者であるかどうか、また選挙人名簿に登録された選挙人本人であるかどうかを確認するために必要なものであり、他市町村における不在者投票

の手続の簡素化については、二重投票の防止等選挙の公正確保の観点から困難であると考える。

三について

総務省としては、例えば開票事務について、学生に委嘱している選挙管理委員会の事例を紹介するとともに、国政選挙及び統一地方選挙に際し、投票立会人の選任に当たり、従来の慣例に固執することなく進んで女性層や青年層からも適宜選任するなど、若年層の選挙へのかかわりについて助言してきているところである。

四について

選挙啓発は、公職選挙法(昭和二十五年法律

平成十九年十月二十六日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

平成十九年十一月六日

参議院議員 藤末健三君提出国内証券市場における個人売買の活性化に関する質問に対する答弁書

国内証券市場における個人売買の活性化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

ンターネット等を選挙運動のために使用することはできない。
これらを選挙運動の手段として認めるにつけでは、選挙運動の在り方の問題であり、各党各会派において、十分に議論していただきたいと考えている。

五について

このような状況を変えていくためには、国内の個人及び法人投資家が我が国株式市場で活発な証券の取引を行うようにしなければならないと考えるが、政府は、現状をどのように評価するのか、また、何らかの対応を探つてはいるのか明らかにされたい。

右質問する。

会・理事会において評価を行うとともに、総務省政策評価基本計画に基づく事業評価を行つて下落が生じた。この前後の株の売買を見ると、東京証券取引所の発表では、本年八月一三日から一七日までの投資部門別売買は、外国人投資家が株を売つた総額は八兆六四二四億六四一一万八〇〇円、買い総額は七兆八九〇四億一三一万四〇〇円、法人は売りが一兆五〇二億五六五一万三〇〇〇円、買いが一兆四六一二億九九四二万五〇〇円、個人は売りが二兆二〇四〇億二〇七九万六〇〇〇円、買いが二兆二五〇〇億七〇一八万七〇〇〇円となつており、外国人投資家の売買量が全体の八割を占める状況になつてゐる。言い換れば、外国人投資家が我が国株式市場の株価を決めている状況になつてゐる。

○○円となつておらず、外国人投資家の売買量が全体の八割を占める状況になつてゐる。言い換れば、外国人投資家が我が国株式市場の株価を決めている状況になつてゐる。

○○円となつておらず、外国人投資家の売買量が全体の八割を占める状況になつてゐる。言い換れば、外国人投資家が我が国株式市場の株価を決めている状況になつてゐる。

市場に参加することが重要と考えている。

このため、我が国金融・資本市場の競争力強化を目指し、取引所等の市場制度の整備、金融機関等の市場参加者の取組、より良い規制環境の構築等の総合的な取組を推進するとの観点から、年内を目途に「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称)」を策定することとしている。また、金融・資本市場における活発な取引を支える基礎を構築するとの観点から、投資者の保護や利便の向上及び市場の公正性・透明性の確保を図るため、金融商品取引法(昭和二十二年法律第二十五号)の実施等の施策を講じてきたところである。このような取組を通じ、我が国金融・資本市場を国内外の投資者にとって魅力あるものとしていくことが重要であると認識している。

官 報 (号 外)

平成十九年十月二十九日

福島みづほ

フィリピンにおける政治的殺害に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

斐リピンにおける政治的殺害に関する質問主意書
斐リピンでは、現グロリア・マカバガル・アロヨ大統領が就任した二〇〇一年から今日までの重大な人権侵害が行われている國への援助供与に

六年間、合法左派政党の活動家、教会関係者、

は慎重であるよううたつてゐる。

こうした状況を踏まえ、以下質問する。

一 本年七月、日比外相会談の場で、麻生外相(当時)が、「政治的殺害」について「事態解明に

A供与プロセスが進められたにもかかわらず、同灌漑事業の円借款供与のプロセスについては進行していない。その理由を明らかにされたい。

三 本年十月五日、参議院本会議において、福田内閣総理大臣は、軍事政権による市民への弾圧が起きており、ビラマへのODAについて、「同

相会談において、日本政府からも「政治的殺害」に対する言及がなされ、正式な外交上の会談で斐リピン政府に「斐リピンの人権状況についての日本国内の強い関心」が伝えられた。しかし、斐リピンの市民活動家への深刻な人権侵害の状況は現在も一向に改善される兆しはなく、斐リピンの人権団体によれば、アロヨ政権下で起きた超法規的殺害の犠牲者は、今年七月三十一日まで八百八十六名にも上つており、取組の有効性については疑問の声が挙げられている。斐リピン国内法(第六九八一号)に基づいた、犠牲者の家族や殺害事件の目撃者の適切な保護もなされていない状況が続いている。

日本は斐リピンにとって、最大のODA供与国である。ODA白書によれば、二〇〇四年度の援助額は五十七億四千四百万円で、累積額は二兆四千五百二十億円に上る。ODA大綱では、その援助実施四原則にもあるとおり、「途上国における民主化の促進」及び「基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」旨が明記されており、「途上国における農民リーダーが暗殺されるなどの重大な人権侵害が行われている國への援助供与に

ODA大綱に反すると思われる。本年七月に日本政府は斐リピン政府との間で、無償資金協力二案件の交換公文に署名し、また、第二十七次円借款案件のうち二案件につき円借款供与を正式に決定(プレッジ)したが、現在の斐リピンにおける基本的人権及び自由の保障状況について、どのような認識を持ち、ODA供与の決定を下したのか、日本政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みづほ君提出斐リピンにおける政治的殺害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二 現在、対斐リピン第二十六次円借款パッケージのうち唯一交換公文が行われていない「アグノ川統合灌漑事業」については、同事業に反対していた農民リーダーが暗殺されるなどの人権問題のほか、様々な地元での環境・社会問題が未解決のままであると思われる。質問一に

一及び三について

御指摘の斐リピン共和国(以下「斐リピン」という。)におけるいわゆる「政治的殺害」の問題については、斐リピン政府は、二千六年

五月に国家警察特別捜査班、同年八月に独立調査委員会を設置し、さらに、独立調査委員会の提言等を受けて、二千七年一月に事態解明のための人権委員会及び最高裁判所の機能強化、同年六月に下級裁判所特別法廷の設置を行い、同年七月の人権団体との対話を受けて、同年九月に証人保護に関する措置を行う等事態改善に向けた取組を実施してきているものと承知しており、我が国としては、フィリピン政府に対して事態解明に向けての一層の努力を求めているところである。

お尋ねの我が国のフィリピンに対する政府開発援助(以下「ODA」という。)については、政府開発援助大綱(平成十五年八月二十九日閣議決定。以下「ODA大綱」という。)にのつとり、基本的人権及び自由の保障状況等も踏まえつつ、フィリピンの援助需要、経済社会状況、二

国間関係などを総合的に判断の上、ODA供与を検討していく方針である。いずれにせよ、我が国としては、いわゆる「政治的殺害」の問題について、これまで様々な機会をとらえて、我が国国内の関心や懸念をフィリピン政府に伝えているところ、今後とも、フィリピン政府による対応を注視していく考えである。

我が国としては、先に述べた事態改善に向けた一連のフィリピン政府の取組を評価しているところであり、フィリピン国内においては、ODA大綱で述べられた「基本的人権及び自由の

「保障状況」について確保されているものと考える。

二について

御指摘の「アグノ川統合灌漑事業」については、移転により住民生活に悪影響を及ぼすおそれがあるとの指摘があることから、我が国政府としては、同事業に係る交換公文の署名について、慎重に検討を行っているところである。

最低賃金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月二十九日

参議院議長 江田 五月殿 福島みづほ

しかし、政府から提出されている最低賃金法の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)では、最低賃金を実質的に意味のある水準にまで引き上げることができるのか、また、最低賃金法が労働者の生活の安定を確保するためのセーフティネットとして十分に機能するか、極めて疑問である。

そこで、以下質問する。

- 1 最低賃金の原則について
- 2 平成十九年度の地域別最低賃金改定の際に考慮した労働者の生計費を明らかにされたい。
- 3 現在の地域別最低賃金の水準では、自立した生活を保障できる賃金とはなっておらず、労働者の生計費を考慮して決めるとする原則に反していると考えられるが、政府の見解を示されたい。
- 4 「類似の労働者の賃金」とは何か。その考え方と具体的な算定方式を明らかにされたい。
- 5 「通常の事業の賃金支払能力」とは何か。これを把握するために使用するデータや調査等について、その出所を含めて明示し、支払能力の算定方式を示されたい。

等により、正規雇用者の割合が減少し、パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用者が急激に増加している。このような非正規雇用者が直面している問題として、低賃金、低収入であるがために生活に困窮するという現実が挙げられる。特に、昨今では、フルタイムで働いても生活保護水準以下の賃金しか得ていらないワーキングプアと呼ばれる雇用者が増加傾向にある。こうした傾向によつて、格差の拡大とその固定化が憂慮される事

最低賃金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月二十九日

参議院議長 江田 五月殿 福島みづほ

参考にしているのか明らかにされたい。

(三) 前記(二)の年齢の労働者の生計費を参考としている理由を明らかにされたい。

また、最低賃金の額が生活保護の給付額を下回る逆転現象が起きている地域が広範に見られるという問題も指摘されている。これでは、労働者の働く意欲を失わせ、このままでは労働に対するモラルの低下が懸念される。これらの状況を改善する一つの方策として、最低賃金法を抜本的に改正することによって、最低賃金の大幅な引上げを実現し、公正で安定した雇用の実現を図る必要がある。

(一) 「労働者の生計費」とは何か。どのような勞働者の生計費を参考にしているのか、それが明瞭にされたい。

(二) 前記(一)において、仮に、若年単身労働者の生計費を参考にしているのであれば、そ

二 目安制度について

1 中央最低賃金審議会が地域別最低賃金額改定の引上額の目安を示す、いわゆる目安制度の趣旨、意義及びその効果はいかなるものか明らかにされたい。

2 目安制度には法的な根拠はあるのか明らかにされたい。

3 中央最低賃金審議会の目安審議において、具体的にどのような資料及びデータが使用され、引上額の目安が設定されているのが明らかにされたい。

4 提示された目安額には、地方最低賃金審議会に対する拘束力があるのか。引上額の目安が低すぎると、たとえ拘束力がなくとも、地方最低賃金審議会での審議の際に、わずかな引上額の目安に捕らわれ、地域別最低賃金の大幅な引上げがなされにくいのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

官報(号外)

官報(号外)

3 最低賃金を審議する際に用いられる「未満率」、「影響率」の定義をそれぞれ明らかにされたい。また、近年の地域別最低賃金の未満率、影響率を見ると全国平均では、ほぼ一域別最低賃金が低賃金労働を規制していく上で十分な効果を發揮していないと考えられるが、政府の見解を示されたい。

4 地域別最低賃金と生活保護の整合性について
1 平成十九年度の地域別最低賃金額改定状況を、全国平均と都道府県別にそれぞれ示されたい。

2 本改正案では、地域別最低賃金の審議において、労働者の生計費を考慮する際に生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしている。しかし、生活保護制度では様々な給付形態があり、この整合性とは具体的に、最低賃金の水準と生活保護のどの保護の種類や基準となる年齢、家族構成などを含めて明らかにされたい。

3 平成十九年度の地域別最低賃金の額を生活保護水準まで引き上げるためには、今後、さらに地域別最低賃金をどの程度引き上げる必要があるのか。都道府県別に、必要な引上額をそれぞれ明らかにされたい。

4 3で明らかとなつた差を埋めるための政府の施策を示されたい。

5 生活保護受給世帯のうち、二十歳代の単身者世帯数と生活保護受給全世帯に占める割合を都道府県別に示されたい。

6 中小企業への支援策について
1 の1から6までについて

る実績、効果はどのようなものか。それぞれ明らかにされたい。

7 最低賃金の減額の特例について
は、「使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額を当該労働者に適用される最低賃金額とするものとする」としているが、労働能力以外の「その他

の事情」とはどのようなものを想定しているのか。また、「厚生労働省令で定める率」とは具体的にどの程度の率とするのか。それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みづほ君提出最低賃金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1 労働者の平均賃金と最低賃金との格差はどの程度か。全国平均と都道府県別のそれぞれについて、示されたい。

2 最低賃金の在り方について、平成十九年五月十日に私が提出した最低賃金及びパート労働者に関する質問主意書(第一六六回国会質問第三三号)に対する答弁書で、日本の最

低賃金の水準は、フランスや英國と比較し六十パーセント程度であることが明らかとなつてている。このように低い水準にとどまつている現状を、政府はどうのように認識しているのか。また、その原因を、政府はどうのように分析しているのか。それぞれ明らかにされたい。

3 平成十九年度の地域別最低賃金の額を生活保護水準まで引き上げるためには、今後、さらに地域別最低賃金をどの程度引き上げる必要があるのか。都道府県別に、必要な引上額をそれぞれ明らかにされたい。

4 3で明らかとなつた差を埋めるための政府の施策を示されたい。

5 生活保護受給世帯のうち、二十歳代の単身者世帯数と生活保護受給全世帯に占める割合を都道府県別に示されたい。

6 中小企業への支援策について
1 の1から6までについて

「労働者の生計費」とは、労働者の生活のため

に必要な費用をいい、これに関する事例では、例えば、世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、物価指数等の資料を参考している。「類似の労働者の賃金」とは、当該地方の労働者の賃金水準をいい、これに関する事例では、例えば、学卒初任給や春季賃上げの状況等の資料を参考にしている。「通常の事業の賃金支払能力」とは、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力をい、これに関する事例では、例えば、経済産業省の実施した「工業統計調査」による付加価値額の状況、日本銀行の実施した「短期経済観測調査」による業況判断及び経常利益の状況等の資料を参考している。地域別最低賃金については、地方最低賃金審議会において、平成十九年度においても従来と同様、これらの資料を参考にし、地域の実情を踏まえた調査審議を経て適切に決定されているものと承知している。なお、御指摘の三つの考慮要素については、軽重があるものではなく、いずれも最低賃金の決定に当たって考慮されるべきものと考へる。

二の1から4までについて

地域別最低賃金の改正に際しては、中央最低賃金審議会の答申に基づき、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、中央最低賃金審議会が、小規模企業における賃金の改定状況その他の労働者の生計費、類似の労働者の賃

金及び通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を用い、毎年、地域別最低賃金額改定の目安を作成し、地方最低賃金審議会に提示しているところである。地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会から提示される目安も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた調査審議を行っているところである。

三の1について

厚生労働省の実施した「平成十八年賃金構造基本統計調査」によれば、所定内給与額(時間額換算)の全国平均に対する地域別最低賃金額の平成十八年度の全国加重平均額の比率は、三十七・二パーセントである。また、都道府県別の比率は、北海道四十三・〇パーセント、青森県四十七・一パーセント、岩手県四十三・七パーセント、宮城県三十六・〇パーセント、秋田県四十三・五パーセント、山形県四十三・〇パーセント、福島県三十九・五パーセント、茨城県三十六・一パーセント、栃木県三十八・五パーセント、群馬県三十七・二パーセント、埼玉県三十九・八パーセント、千葉県三十七・〇パーセント、東京都三十一・二パーセント、神奈川県三十五・四パーセント、新潟県四十二・八パーセント、富山県四十一・四パーセント、石川県四十一・五パーセント、福井県四十一・九野県三十九・六パーセント、岐阜県四十・六パーセント、静岡県三十八・六パーセント、愛

金及び通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を用い、毎年、地域別最低賃金額改定の目安を作成し、地方最低賃金審議会に提示しているところである。地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会から提示される目安も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた調査審議を行っているところである。

三の2について

最低賃金の水準については、最低賃金制度や社会経済情勢に違いがある我が国と諸外国とを単純に比較して評価することは困難であると考える。

三の3について

三の3について

四の1について

平成十九年度の地域別最低賃金の改定については、全国加重平均額は、六百八十七円となつたところである。また、各都道府県の最低賃金額は、厚生労働省ホームページにおいて掲載している。

四の2について

本年三月十三日に国会に提出した最低賃金法の一部を改正する法律案(以下「改正法案」といいう)による改正後の最低賃金法第九条第二項は「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」と規定し、同条第三項は「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性

知県三十六・八パーセント、三重県三十八・七パーセント、滋賀県三十七・八パーセント、京都府三十八・一パーセント、大阪府三十七・一パーセント、兵庫県三十六・九パーセント、奈良県三十八・三パーセント、和歌山県四十・三パーセント、鳥取県四十一・〇パーセント、島根県四十四・四パーセント、岡山県四十・五パーセント、広島県三十九・六パーセント、山口県三十九・六パーセント、徳島県三十八・二パーセント、香川県三十八・四パーセント、愛媛県三十九・三パーセント、高知県四十・三パーセント、福岡県三十九・二パーセント、佐賀県四十二・〇パーセント、長崎県四十二・三パーセント、熊本県四十二・三パーセント、大分県四十・五パーセント、宮崎県四十五・〇パーセント、鹿児島県四十二・〇パーセント及び沖縄県四十七・四パーセントである。

三の2について

最低賃金の水準については、最低賃金制度や社会経済情勢に違いがある我が国と諸外国とを単純に比較して評価することは困難であると考える。

三の3について

三の3について

四の2から4までについて

本年三月十三日に国会に提出した最低賃金法の一部を改正する法律案(以下「改正法案」といいう)による改正後の最低賃金法第九条第二項は「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」と規定し、同条第三項は「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性

に配慮するものとする。」と規定している。生活保護に係る施策との整合性を具体的にどのように考慮するかについては、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものと考えており、また、地域別最低賃金については、これらの規定に基づいて地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定されることとなるものである。

四の5について

生活保護受給世帯の中での二十歳代の単身者世帯数は、厚生労働省の実施した「平成十七年度被保護者全国一斉調査(基礎調査)」によれば、北海道六百七十八世帯、青森県六十五世帯、岩手県四十三世帯、宮城県百三世帯、秋田県四十五世帯、山形県十五世帯、福島県六十三世帯、茨城県四十一世帯、栃木県五十八世帯、群馬県二十七世帯、埼玉県二百五十四世帯、千葉県百八十一世帯、東京都千百世帯、神奈川県五百三十七世帯、新潟県三十四世帯、富山県七世帯、石川県二十一世帯、福井県五世帯、山梨県八世帯、長野県四十四世帯、岐阜県二十七世帯、静岡県四十七世帯、愛知県百五十九世帯、三重県五十世帯、滋賀県三十四世帯、京都府百九十世帯、大阪府八百八十世帯、兵庫県二百七十八世帯、奈良県四十四世帯、和歌山県十七世帯、鳥取県十八世帯、島根県十八世帯、岡山県八十四世帯、広島県百七十六世帯、山口県四十

一世帯、徳島県三十一世帯、香川県四十世帯、愛媛県六十一世帯、高知県七十五世帯、福岡県六世帯、熊本県五十四世帯、大分県七十世帯、宮崎県五十九世帯、鹿児島県七十三世帯及び沖縄県四十四世帯である。

また、生活保護受給全世帯に占める二十歳代の単身者世帯の割合は、同調査によれば、北海道〇・八パーセント、青森県〇・四パーセント、岩手県〇・六パーセント、宮城県〇・八パーセント、秋田県〇・五パーセント、山形県〇・四パーセント、福島県〇・六パーセント、茨城県〇・四パーセント、栃木県〇・八パーセント、群馬県〇・四パーセント、埼玉県〇・八パーセント、千葉県〇・六パーセント、東京都〇・三パーセント、新潟県〇・四パーセント、神奈川県〇・八パーセント、神奈川県〇・八パーセント、東京都〇・三パーセント、千葉県〇・三パーセント、石川県〇・五パーセント、福井県〇・五パーセント、山梨県〇・三パーセント、長野県〇・八パーセント、岐阜県〇・五パーセント、愛知県〇・五パーセント、静岡県〇・五パーセント、浜松市〇・五パーセント、三重県〇・五パーセント、奈良県〇・五パーセント、和歌山県〇・五パーセント、大阪府〇・五パーセント、兵庫県〇・五パーセント、奈良県〇・四パーセント、和歌山県〇・二パーセント、鳥取県〇・五パーセント、島根県〇・六パーセント、岡山県〇・七パーセント、広島県〇・八パーセント、山口県〇・四パーセント、福岡県〇・六パーセント、鹿児島県〇・五パーセント、沖縄県〇・四パーセントである。

五の1及び2について

「平成十八年賃金構造基本統計調査」、厚生労働省の実施した平成十八年度の「毎月勤労統計調査」等を用いて、一定の仮定の下に厚生労働省において行った試算によれば、地域別最低賃金を七百円に引き上げた場合に影響を受ける労働者数は、北海道約二十万人、青森県約八万人、岩手県約五万人、宮城県約五万人、秋田県約五万人、山形県約三万人、福島県約五万人、茨城県約二万人、栃木県約二万人、群馬県約二万人、新潟県約三万人、富山県約二万人、石川県約二万人、福井県約二万人、山梨県約二万人、長野県約二万人、岐阜県約二万人、静岡県約二万人、愛知県約十九万人、三重県約七万人、滋賀県約五万人、京都府約十一万人、大阪府約十二万人、兵庫県約十四万人、奈良県約七万人、和歌山県約五万人、岡山県約八万人、広島県約十五万人、長崎県約五万人、福岡県約三十二万人、佐賀県約六万人、長崎県約十万人、熊本県約十四万人、大分県約九万人、宮崎県約十万人、鹿児島県約十五万人及び沖縄県約十五万人である。

地域別最低賃金を九百円に引き上げた場合は、北海道約六十二万人、青森県約二十万人、岩手県約十五万人、宮城県約二十一万人、秋田県約十五万人、山形県約十二万人、福島県約二十二万人、茨城県約十八万人、栃木県約十六万人、群馬県約八万人、新潟県約三万人、富山県約三万人、石川県約三万人、福井県約三万人、山梨県約三万人、長野県約三万人、岐阜県約三万人、静岡県約三万人、愛知県約十九万人、三重県約七万人、滋賀県約五万人、京都府約十一万人、大阪府約十二万人、兵庫県約十四万人、奈良県約七万人、和歌山県約五万人、岡山県約八万人、広島県約十五万人、長崎県約五万人、福岡県約三十二万人、佐賀県約六万人、長崎県約十万人、熊本県約十四万人、大分県約九万人、宮崎県約十万人、鹿児島県約十五万人及び沖縄県約十五万人である。

官 報 (号外)

人、群馬県約十四万人、埼玉県約四十五万人、千葉県約三十一年、東京都約四十四万人、神奈川県約四十四万人、新潟県約二十一万人、富山県約八万人、石川県約十万人、福井県約六万人、山梨県約五万人、長野県約十六万人、岐阜県約十七万人、静岡県約二十六万人、愛知県約四十七万人、三重県約十三万人、滋賀県約十万人、京都府約二十三万人、大阪府約五十五万人、兵庫県約三十三万人、奈良県約十二万人、和歌山县約九万人、鳥取県約六万人、島根県約九万人、岡山县約十五万人、広島県約二十七万人、山口県約十四万人、徳島県約六万人、香川県約九万人、愛媛県約十三万人、高知県約八万人、福岡県約四十八万人、佐賀県約二十万人、大分県約十三万人、宮崎県約十四万人、鹿児島県約二十万人及び沖縄県約十九万人である。

地域別最低賃金を千円に引き上げた場合は、

北海道約七十九万人、青森県約二十四万人、岩手県約二十万人、宮城県約二十七万人、秋田県約十八万人、山形県約十六万人、福島県約十七万人、茨城県約二十七万人、栃木県約二十三万人、群馬県約二十万人、埼玉県約六十四万人、千葉県約四十八万人、東京都約八十万、神奈川県約七十万人、新潟県約二十九万人、富山県約十三万人、石川県約十四万人、福井県約九万人、山梨県約八万人、長野県約二十二万人、岐阜県約二十三万人、静岡県約三十八万

人、愛知県約六十八万人、三重県約十八万人、滋賀県約十四万人、京都府約三十万人、大阪府約八十三万人、兵庫県約四十七万人、奈良県約十六万人、和歌山県約十二万人、鳥取県約八万人、島根県約十一万人、岡山县約二十万人、広島県約三十五万人、山口県約十八万人、徳島県約七万人、香川県約十二万人、愛媛県約十八万人、高知県約十万人、福岡県約六十二万人、佐賀県約十一万人、長崎県約十九万人、熊本県約二十五万人、大分県約十六万人、宮崎県約十七万人、鹿児島県約二十四万人及び沖縄県約二十万人である。

これらを単純に足せば、全国では、地域別最低賃金を七百円に引き上げた場合は約五百十万人、八百円に引き上げた場合は約五百五十万人、一千円に引き上げた場合は約千三百万人である。

また、最低賃金の引上げによる企業の賃金負担増加額については、都道府県別に試算を行つてお答えすることは困難であるが、全国についての推計値は、七百円に引き上げた場合は約千億円、八百円に引き上げた場合は約七千億円、一千円に引き上げた場合は約二兆一千億円、千円に引き上げた場合は約四兆二千億円である。

お尋ねの「その他の事情」の具体的な内容についてお答えすることは困難であるが、全国についての推計値は、七百円に引き上げた場合は約千億円、八百円に引き上げた場合は約七千億円、一千円に引き上げた場合は約二兆一千億円、千円に引き上げた場合は約四兆二千億円である。なお、お尋ねの件費比率の上昇度合いについては、試算を行っていないことから、お答えすることは困難である。

人、愛知県約六十八万人、三重県約十八万人、滋賀県約十四万人、京都府約三十万人、大阪府約八十三万人、兵庫県約四十七万人、奈良県約十六万人、和歌山県約十二万人、鳥取県約八万人、島根県約十一万人、岡山县約二十万人、広島県約三十五万人、山口県約十八万人、徳島県約七万人、香川県約十二万人、愛媛県約十八万人、高知県約十万人、福岡県約六十二万人、佐賀県約十一万人、長崎県約十九万人、熊本県約二十五万人、大分県約十六万人、宮崎県約十七万人、鹿児島県約二十四万人及び沖縄県約二十万人である。

五の3について

我が国においては、現金給与総額、労働分配率、労働者一人当たりの付加価値額等について、事業所等の規模による違いが大きいことから、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業にとっては、大きな影響を及ぼすものと考える。

六について

お尋ねの「最低賃金を引き上げた場合に係る中小企業への支援」が何を指すものかが必ずしも明らかではないが、政府としては、最低賃金の引上げが行われた場合において、その対象となる中小企業を特に支援するための施策は講じていい。

なお、働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策を推進することとしているところである。

七について

お尋ねの「その他の事情」の具体的な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえ、検討してまいりたいが、例えば、改正法案による改正後の最低賃金法第七条第四号に規定する「軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者」については実作業時間などが想定されるところである。また、お尋ねの「厚生労働省令で定める率」の具体的な内容についても、今後、労働政策審議会の議論を踏まえ、検

討してまいりたいが、例えば、同条第一号に規定する「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の労働者と比較した当該規定の対象となる者の労働能力率の割合とすることを考えている。

官 報 (号 外)

明治二十二年五月三十日
郵便物認可

平成十九年十一月九日 参議院会議録第七号

| | |
|-----|----------------|
| 発行所 | 二東京二〇五一八四四五二丁目 |
| 電話 | 03 (3587) 4294 |
| 定価 | 本体一部 一一〇円(税) |